人事院ネットワークシステムの 更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書 (案)

別紙1 要件定義書

人事院事務総局総務課情報管理室

1. 目次

1.		業務要件の定義1
	1.	1 利用者 1
	1.	2 拠点単位のクライアント利用者数 1
	1.	3 拠点所在地 2
	1.	4 サービス提供時間 3
	1.	5 情報システム化の範囲 3
2.		機能要件の定義 3
	2.	1 機能概要 3
	2.	2 利用者提供機能 4
		2.2.1 仮想デスクトップ 4
		2.2.2 文書作成
		2.2.3 表計算
		2.2.4 プレゼンテーション
		2.2.5 簡易データベース
		2.2.6 PDF 形式ファイル作成・閲覧等6
		2.2.7 メールクライアント
		2.2.8 リアルタイムコミュニケーション
		2.2.9 電子メール送受信
		2.2.10 ファイル共有
		2.2.11 会議室等予約及びスケジュール管理9
		2. 2. 12 プリント
		2. 2. 13 Web ブラウジング
		2.2.14 統合ディレクトリ11
		2. 2. 15 内部 DNS
		2. 2. 16 NTP
		2.2.17 ファイル転送
		2. 2. 18 外部接続
	2.	3 システム運用機能
		2.3.1 仮想化基盤管理
		2.3.2 監視
		2.3.3 統合資産管理
		2.3.4 アカウント等の管理
		2.3.5 バックアップ管理
		0.9.6 ニノナンフ佐田

		2.3.7 パッチ配信 (WSUS)	21
		2.3.8 ログ取得及び管理	21
		2. 3. 9 DHCP	22
3.		非機能要件の定義	22
	3.	1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	22
		3.1.1 次期システムの利用者数	22
		3.1.2 アクセシビリティ要件	23
	3.	2 システム方式に関する事項	23
		3.2.1 全体方針	23
		3.2.2 次期システムの全体構成	23
	3.	3 規模に関する事項	23
		3.3.1 設置場所	23
	3.	4 性能に関する事項	23
	3.	5 信頼性に関する事項	
		3.5.1 信頼性要件	
	3.	6 情報セキュリティに関する事項	
		3.6.1 不正プログラム対策機能 (クライアント)	
		3.6.2 不正プログラム対策機能(仮想化基盤)	
		3.6.3 メールセキュリティ対策	
		3. 6. 4 Web セキュリティ	
		3.6.5 侵入検知及び防御機能	28
		3.6.6 振る舞い検知機能	
		3.6.7 統合資産管理	
		3.6.8 ログ取得、管理機能	
		3.6.9 通信回線対策	31
		3.6.10 脆弱性対策	
		3.6.11 機密性・完全性の確保	
		3.6.12 機器等の調達における対策	
		3. 6. 13 その他	
	3.	7 情報システム稼働環境に関する事項	
		3.7.1 サーバ要件	
		3.7.2 ストレージ要件	
		3.7.3 ネットワーク機器要件	
		3.7.4 クライアント要件	
		3.7.5 その他ハードウェア要件	45
		376施設・設備に関する事項	46

3.	8 テストに関する事項	46
	3.8.1 基本方針	46
	3.8.2 テスト計画	47
	3.8.3 テスト実施	47
	3.8.4 テスト結果報告	47
3.	9 受入テスト支援	47
	3.9.1 受入テスト計画	47
	3.9.2 受入テスト実施支援	47
	3.9.3 受入テスト結果報告書の作成支援	48
3.	10 移行に関する事項	48
	3.10.1 基本方針	48
	3. 10. 2 移行計画	49
	3. 10. 3 移行作業	49
	3.10.4 移行結果報告	50
3.	11 引継ぎに関する事項	50
	3.11.1 基本方針	50
	3.11.2 引継ぎ計画	50
	3.11.3 引継ぎの実施	50
	3.11.4 引継ぎの完了報告	50
3.	12 教育に関する事項	51
	3.12.1 基本方針	51
	3.12.2 教育計画	51
	3.12.3 教育の実施	51
3.	13 運用に関する事項	51
	3.13.1 運用概要	51
	3.13.2 定常運用業務	52
	3.13.3 非定常業務	53
	3.13.4 障害・セキュリティインシデント対応	56
3.	14 保守に関する事項	57
	3.14.1 保守概要	57
	3.14.2 定常業務	58
	3.14.3 非定常業務	58
	3.14.4 障害発生時対応	59

1. 業務要件の定義

2 次期システムについては、現行システムの利用者に対するサービスを継承することを前 3 提としつつ、情報セキュリティの強化、行政事務の高度化及び効率化並びにワークライフ

4 バランス等の推進を目的として、新規サービスの導入等を行うこととしている。

5

6

1

1.1 利用者

7 利用者は、業務に応じて職員用シンクライアントまたは職員用ファットクライアントが 8 割り当てられ、当該クライアントにより次期システムを利用する。

9 また、次期システムの仮想デスクトップにおいては、利用者の業務に応じて、2種類(簡 10 易データベースを含むものと含まないもの)以上のマスタイメージを作成する想定である。

11 利用者のクライアントの区分と仮想デスクトップのマスタイメージの関係を「表 1 利

12 用者の区分」に示す。

なお、次期システムでは、情報セキュリティの強化の観点から、外部記録媒体によるファイルの授受について本院及び地方支分部局等に設置する共用のファットクライアント (20台程度) でのみ行うことを想定している。

151617

13

14

表 1 利用者の区分

クライアントの区分	仮想デスクトップのマスタイメージ		合計
グライテンドの区分	簡易データベースなし	簡易データベースあり	´□`ē1
職員用シンクライアント	500	160	660
職員用ファットクライアン ト	40	_	40
合計	540	160	700

(注1) 本表は、簡易データベースの有無に着目して整理したもの。仮想デスクトップの マスタイメージ数を2に限定するものではない。

192021

18

1.2 拠点単位のクライアント利用者数

現時点で想定する、拠点ごとのクライアント台数を「表 2 拠点ごとのクライアント台数」に示す。

2324

22

表 2 拠点ごとのクライアント台数

拠点	職員用シンクライアント	職員用ファットクライア	共用ファットクライアン
	台数	ント台数	ト台数
本院	468	12	6
北海道事務局	15	2	1
東北事務局	13	2	1
関東事務局	26	2	1
中部事務局	14	2	1
近畿事務局	22	2	1
中国事務局	15	2	1
四国事務局	13	2	1
九州事務局	18	2	1
沖縄事務所	7	2	1
公務員研修所	38	2	1
西ケ原研修合同	4		1
庁舎		_	
政府控室	4	_	_
計	657	32	17

- (注1) 運用業務用シンクライアント、運用業務用ファットクライアント及び予備は含まない。
- (注2) 次期システムでは、職員用シンクライアント、職員用ファットクライアント及び 運用業務用シンクライアントにおいて仮想デスクトップを利用する。なお、西ケ 原研修合同庁舎については、公務員研修所等の職員が、業務上の必要が生じた際 に同庁舎に赴いて次期システムを利用する。

1.3 拠点所在地

次期システムの拠点所在地を、「表 3 拠点一覧」に示す。

3637

27

28

29

30

31

32 33

34

35

表 3 拠点一覧

	24 - 42/11 32
拠点名	所在地
本院	東京都千代田区霞が関1-2-3中央合同庁舎第5号館別館
北海道事務局	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎
東北事務局	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎
関東事務局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館

拠点名	所在地
中部事務局	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
近畿事務局	大阪府大阪市福島区福島1-1-60大阪中之島合同庁舎
中国事務局	広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館
四国事務局	香川県高松市サンポート3-33サンポート合同庁舎(南館)
九州事務局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎
沖縄事務所	沖縄県那覇市樋川1-15-15那覇第1地方合同庁舎
公務員研修所	埼玉県入間市宮寺3131
西ケ原研修合同庁舎	東京都北区西ケ原 2-2-1
政府控室	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館

38

39 1.4 サービス提供時間

40 計画停止を除く24時間365日とする。

41 なお、運用担当者の常駐時間は、開庁日の9:30~17:30とする。

42 43

44

45

46

1.5情報システム化の範囲

現行システムにおける情報システム化の範囲を原則として踏襲するが、業務の高度化及 び効率化の観点、セキュリティ強化を果たすための観点等から提案による見直しを行う。 なお、次期システムにおいて、新規に追加する機能は、「表 4 次期システムとして提 供する機能」にて新規追加として示す機能である。

474849

50

51

2. 機能要件の定義

2.1 機能概要

次期システムとして提供する機能を「表 4 次期システムとして提供する機能」に示す。 各機能の要件を、「2.2 利用者提供機能」及び「2.3 システム運用機能」に示す。

表 4 次期システムとして提供する機能

No.	機能分類	機能	機能詳細記載箇所	新規追 加(注 1)
1	利用者提供	仮想デスクトップ	2. 2. 1	0
2	機能	文書作成	2. 2. 2	-
3		表計算	2. 2. 3	-
4		プレゼンテーション	2. 2. 4	-
5		簡易データベース	2. 2. 5	_

No.	機能分類	機能	機能詳細記載箇所	新規追 加(注 1)
6		PDF 形式ファイル作成・閲覧等	2. 2. 6	_
7		メールクライアント	2. 2. 7	-
8		リアルタイムコミュニケーション	2. 2. 8	0
9		電子メール送受信	2. 2. 9	-
10		ファイル共有	2. 2. 10	_
11		会議室等予約及びスケジュール管 理	2. 2. 11	_
12		プリント	2. 2. 12	_
13		Web ブラウジング	2. 2. 13	-
14		統合ディレクトリ	2. 2. 14	-
15		内部 DNS	2. 2. 15	-
16		NTP	2. 2. 16	-
17		ファイル転送	2. 2. 17	0
18		外部接続	2. 2. 18	0
19	システム運用	仮想化基盤管理	2. 3. 1	_
20	機能	監視	2.3.2	_
21		統合資産管理	2. 3. 3	_
22		アカウント等の管理	2. 3. 4	_
23		バックアップ管理	2. 3. 5	-
24		ライセンス管理	2. 3. 6	_
25		パッチ配信 (WSUS)	2. 3. 7	_
26		ログ取得及び管理	2. 3. 8	0
27		DHCP	2. 3. 9	_

(注1) 次期システムで新しく追加する機能については、「○」を付している。

555657

5859

60

61

62

63

2.2 利用者提供機能

- 2.2.1 仮想デスクトップ
 - (ア) 利用者がクライアントからネットワークを通じてサーバ上のデスクトップ環境を呼び出して操作できること。
 - (イ) サーバ上のデスクトップ環境では、「2.2.2 文書作成」から「2.2.17 ファイル転送」の機能が利用できること。
- (ウ) アプリケーションのライセンス数を必要最低限に抑え、必要に応じた割当

68	(オ)	画面転送の仕組みにおいて、回線の帯域、印刷データの大小等に応じて、
69		画質、帯域制御、リフレッシュレート等で導入後も画面の調整ができるこ
70		と。
71	(カ)	院外からでも人事院が準備する外部接続用クライアントを使用して業務
72		を遂行できるよう、仮想デスクトップへのアクセスを提供すること。なお、
73		詳細は「2.2.18 外部接続」に記載する。
74	(キ)	クライアントが有線または無線のどちらで次期システムにアクセスする
75		場合も仮想デスクトップが利用できること。
76	(ク)	外部接続機能を用いて院外から仮想デスクトップにアクセスする場合に
77		は、院内からのアクセスよりもセキュリティを強化するため、多要素認証
78		機能を導入すること。
79	(ケ)	仮想デスクトップの基本ソフトウェアを即時に初期状態へ戻せること。
80	(3)	仮想デスクトップは、システム管理者が利用者及び仮想デスクトップ単位
81		で強制的に再起動ができること。その際には他の利用者に影響を与えない
82		こと。
83	(サ)	仮想デスクトップのマスタイメージを作成及び更新することで、各仮想デ
84		スクトップに反映できること。
85	(シ)	複数のマスタイメージを作成できること。
86	(ス)	マスタイメージの変更後、利用者が新規に仮想デスクトップへの接続要求
87		を行った段階で、空いている仮想デスクトップの自動的な割当てができる
88		こと。
89	(セ)	マスタイメージの変更が発生するまでは、特定の利用者に対して、毎回同
90		一の仮想デスクトップの割当てができること。
91	(ソ)	カット、コピー及びペーストの操作について、システム管理者がローカル
92		側及び仮想デスクトップ側の双方向で許可及び不許可の設定ができるこ
93		と。
94	(タ)	利用者及び仮想デスクトップ単位でログイン状況の把握ができること。ま
95		た、システム管理者がログイン中の利用者を強制的に切断できること。
96	(チ)	シンクライアント、職員用ファットクライアント及び運用業務用ファット
97		クライアントから接続できること。
98	(ツ)	接続用のクライアントソフトウェアはデバイス数に関わらず使用できる
99		こと、有償である場合は本環境で必要と考えられる数量のライヤンスを提

て変更等を可能とするために、OS から分離してパッケージ化し、個別に割

当て及び取外しができること。また、そのパッケージは管理者権限のない

(エ) 画面の転送データは、暗号化及び圧縮を自動的に行えること。

利用者でも利用できること。

64

65

66

100		供すること。
101	(テ)	仮想デスクトップを提供するサーバとクライアント間の通信が切断され
102		た際の挙動(シャットダウン、ログオフ、そのままログオン状態を維持等)
103		を任意に設定できること。
104	(})	サーバ仮想化及び仮想デスクトップに用いる仮想化ソフトウェアは、同一
105		製品を用いて運用管理の負担を減らすこと。
106	(ナ)	仮想デスクトップを利用するシンクライアント上には、保存したデータが
107		残らないよう構成できること。ただし、ファットクライアントについては、
108		別途協議とする。
109	(二)	セキュリティパッチの適用及びアプリケーションのバージョンアップを
110		サーバ上で一括して行うことができること。
111	(ヌ)	仮想デスクトップに搭載する Windows OS は、Microsoft 社 Windows 10
112		Enterprise 正規版とすること。
113		
114	2.2.2 文書作	成
115	(ア)	Microsoft 社 Word 2016 またはその後継バージョンのソフトウェアが 760
116		名で利用できること。
117	(イ)	ジャストシステム社 一太郎 Government 8 またはその後継バージョンのソ
118		フトウェアが 760 名で利用できること。ただし、当該ソフトウェアのライ
119		センスは、バージョンアップ版を導入すること。
120		
121	2.2.3 表計算	
122	(ア)	Microsoft 社 Excel 2016 またはその後継バージョンによる表計算ソフト
123		ウェアが 760 名で利用できること。
124		
125	2.2.4プレゼ	
126	(ア)	Microsoft 社 PowerPoint 2016 またはその後継バージョンのプレゼンテー
127		ションソフトウェアが 760 名で利用できること。
128		
129	2.2.5 簡易デ	
130	(ア)	Microsoft 社 Access 2016 またはその後継バージョンの導入による簡易デ
131		ータベースソフトウェアが 160 名で利用できること。
132		
133	2.2.6 PDF形式	ファイル作成・閲覧等
134	(ア)	PDF 形式ファイルを作成・閲覧等が可能なソフトウェアが利用できること。
135		なお、本調達においては、人事院が別途調達する PDF 形式ファイル作成・

136		閲覧等ソフトウェアのインストール及び設定作業を行っこと。
137		
138	2.2.7 メール	クライアント
139	(ア)	Microsoft 社 Outlook 2016 またはその後継バージョンの導入によるメー
140		ルクライアントソフトを利用できること。
141		
142	2.2.8 リアル	タイムコミュニケーション
143	(ア)	テキストメッセージのリアルタイムな送受信ができること。
144	(1)	1対1及び複数人の利用者間でのテキストメッセージの交換ができるこ
145		と。
146	(ウ)	他の利用者のログイン状況が確認できること。
147	(工)	他の利用者の在席状況を確認した上で、クライアントからコミュニケーシ
148		ョンを開始できること。
149	(才)	クライアントから1対1及び複数人でのリアルタイムなファイル交換及
150		び画面共有ができること。
151	(カ)	クライアントから1対1及び複数人でのリアルタイムな画面共有ができ
152		ること。
153	(キ)	メッセージは履歴として保存できること。利用者は、メッセージを送信し
154		た後でも、修正または取消しができること。
155	(ク)	利用者の利用停止及び組織の階層管理ができること。
156	(ケ)	最低文字数、有効期限、文字種、ログイン拒否までの試行回数等のパスワ
157		ードポリシーが設定できること。
158	(コ)	人事院ネットワークシステム内部でのみ利用できること。
159	(サ)	利用者が個別に、任意のグループ作成並びに利用者の追加、変更及び削除
160		が管理できること。
161	(シ)	システム管理者による履歴の確認及び削除ができること。
162	(ス)	次期システム外とのコミュニケーション及び情報共有の機能を有する場
163		合は、使用できないように設定できること。
164		
165	2.2.9 電子メ	ール送受信
166	(ア)	利用者に対し、メール送受信サービスの提供を行うこと。
167	(イ)	Microsoft 社 Outlook 2016 またはその後継バージョンによるメール機能
168		が利用できること。
169	(ウ)	メールは少なくとも以下のファイル形式のファイルが添付できること。
170	•	テキストファイル
171	•	・ Microsoft 社 Office 文書 (Word ファイル、Excel ファイル及び

172		PowerPoint ファイル)
173		・ ジャストシステム社 一太郎文書
174		• PDF 形式ファイル
175		• ZIP 圧縮ファイル
176	(ユ	システム管理者による利用者個人のメール転送の制限または設定ができ
177		ること。
178	(オ	r) メール通信ログの取得ができること。
179	(カ) メールクライアントからの送信要求は SMTP (s)、受信要求は IMAP (s) に
180		対応すること。
181	(キ	·) クライアントの不在時に自動応答の送信ができること。
182	(ク) メーリングリスト機能を有していること。
183	(ケ	1 通当たりの受信容量制限について、設定ができること。
184	(⊐) 利用者ごとにメールボックスの容量制限ができること。
185	(#)	・) 一人当たりのメールボックス容量は 8GB 以上とすること。
186	(シ) 利用者のメールボックスが制限値を超過した場合、利用者に対して警告メ
187		ール等の通知ができること。
188	(ス) メールクライアントでのメール受信時に、ID 及びパスワードによる利用者
189		認証を行うこと。
190	(セ) 統合ディレクトリとアカウント連携ができること。
191	(ソ) メールデータが移行できること。
192		
193	2.2.10ファ	イル共有
194	(1) 基本	要件
195	(ア	ファイル共有について、要求する容量を「表 5 ファイル共有に係る容量

198 表 5 ファイル共有に係る容量の内訳

の内訳」に整理する。

		21 - 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	
		共有フォルダ	個人用フォルダ
概要		各部署で共有するフォルダ	利用者個人が占有するフォルダ
容量	個別	20TB以上	8TB以上
		ZUID 以上	(利用者一人当たり約 10GB 以上)
	合計	28TB以上	

199200

201

202

196197

(イ) 利用者によるフォルダの作成ができること。

(ウ) 利用する共有フォルダ及び個人用フォルダは、ネットワークドライブとしてアクセスできること。ネットワークドライブは、共有フォルダ及び個人

203			用フォルダを仮想デスクトップへのログイン時に自動で割当てできるこ
204			と。
205		(工)	ファイルサーバ上に保管されたファイルについては、定期的にフルスキャ
206			ンによるウイルスチェックができること。
207	(2)	ファイ	ル共有機能
208		(ア)	利用者がファイル共有を利用できること。
209		(1)	仮想デスクトップの利用者がフォルダリダイレクト及び共有フォルダと
210			して利用できること。
211	(3)	アクセ	ス権管理機能
212		(ア)	フォルダ及びファイルへのアクセス権の設定ができること。
213		(1)	利用者ごとにアクセス権を設定し、アクセス制御ができること。アクセス
214			制御は、フォルダ及びファイル単位に作成、参照、更新及び削除を管理で
215			きること。
216		(ウ)	共有フォルダは、利用者及び利用者をまとめたグループ単位でアクセス権
217			が設定できること。
218		(工)	個人用フォルダは、利用者単位で作成され、少なくとも他の利用者による
219			アクセスを排除できること。
220		(才)	利用者がフォルダ及びファイルへの閲覧及び編集権限を設定できること。
221		(カ)	階層化されたフォルダにおいて、上位フォルダに設定したアクセス権が下
222			位フォルダに継承できること。
223	(4)	使用容	量制限機能
224		(ア)	共有フォルダ及び個人用フォルダの容量制限値を設定できること。また、
225			フォルダの容量に任意の閾値が設定でき、容量が閾値に達した際は、シス
226			テム管理者へ通知できること。
227	(5)	ファイ	ル復旧機能
228		(ア)	利用者が誤ってデータを削除した場合に、利用者自身により、手順に沿っ
229			て復元できること。
230	(6)	検索機	能
231		(ア)	共有フォルダ及び個人用フォルダに保存されているファイルの検索がで
232			きること。
233			
234	2. 2. 1	1 会議室	等予約及びスケジュール管理
235	(1)	会議室	等予約機能
236		(ア)	会議室及び備品の予約管理ができること。
237		(イ)	他の利用者に対し、会議の招集依頼が可能であり、依頼を受けた利用者の
238			スケジュールに自動的に登録できること。

239		(ウ)	会議の招集依頼を受けた利用者は、参加、仮承諾、不参加等の応答を依頼
240			者に行えること。また、会議への出欠予定応答の状態が一覧で容易に確認
241			できること。
242		(工)	一度の予約で定期的に開催される会議の予約ができること。
243		(才)	複数の利用者が同時に閲覧、予約、変更及び削除の操作ができること。た
244			だし、同一の設備に対して重複予約ができないように設定できること。
245		(カ)	利用者が予約を行う際に、指定した設備の空き時間を検索できること。ま
246			た、指定した時間帯に利用可能な設備を検索できること。
247		(キ)	各設備の予約状況が1日、1週間及び1ヶ月単位で表示できること。
248		(ク)	予約の画面から設備概要(例:「XX 会議室 定員 XX 人」等)が確認できる
249			こと。
250		(ケ)	「2.2.9 電子メール送受信」等と連動し、設備を予約した際に関係者へ
251			通知できること。
252	(2)	スケジ	ュール管理機能
253		(ア)	利用者が各自のスケジュールの閲覧、登録、変更、削除及び共有が容易に
254			できること。
255		(1)	スケジュールの登録時に「2.2.11(1) 会議室等予約機能」と連携し、会
256			議室等の予約ができること。
257		(ウ)	「2.2.14 統合ディレクトリ」に基づいて設定した権限により、同一グル
258			ープ内の利用者のスケジュールを一覧で表示できることに加え、一覧表示
259			の対象アカウントを利用者で設定できること。
260		(工)	スケジュールの公開及び非公開の設定ができ、スケジュールを公開する利
261			用者の範囲も設定及び管理できること。
262		(才)	スケジュールは、1日、1週間及び1ヶ月単位の表示ができること。
263		(カ)	毎週、毎月等の定期的なスケジュールの登録ができること。
264		(キ)	同じ組織またはグループに所属する複数の利用者のスケジュール及び空
265			き時間を検索し、一覧で表示できること。
266		(ク)	スケジュールの開始前にメール等で事前通知できるリマインダ機能を有
267			していることが望ましい。
268		(ケ)	メールクライアントツールから参照できること。
269			
270	2. 2. 12	プリン	· F
271		(ア)	院内の複合機及びプリンタから印刷できること。なお、本調達においては、
272			人事院が別途調達する複合機及びプリンタが利用できるようにソフトウ

の仕様は、資料閲覧とする。

273

274

ェアのインストール及び設定作業を行うこと。なお、複合機及びプリンタ

279	(ウ)	URL フィルタリングにより、閲覧可能な Web サイトの制限ができること。
280		なお、URL フィルタリングに係る要件は「3.6.4 Web セキュリティ」を参
281		照すること。
282		
283	2.2.14 統合テ	ディレクトリ
284	(1) 利用者	管理機能
285	(ア)	機器、組織、アカウント情報、アクセス権等の情報が一元管理できること。
286	(イ)	機器、組織、アカウント情報、アクセス権等の登録、変更及び削除を一元
287		的にできること。
288	(ウ)	パスワードについて、長さ、文字種、有効期限等を設定できること。
289	(工)	利用者がパスワードを変更できること。
290	(才)	サーバの稼働状況及びアクセス状況のログが取得できること。
291	(カ)	アカウントについて、有効期限等の制約事項に基づき制限を設定できるこ
292		と。
293	(+)	利用者が過去に使用した所定回数分のパスワードを記憶し、それらの再使
294		用を禁止できること。
295	(ク)	パスワードの入力を所定の回数続けて失敗した場合、一時的にログイン不
296		可状態にできること。
297	(ケ)	アカウントに対して利用停止及び再開の設定ができること。
298	(コ)	利用者が仮想デスクトップを利用してログイン操作を行うことにより、ネ
299		ットワーク上の機器にアクセスできること。
300	(サ)	サーバに保存されているアカウントのパスワードを暗号化技術により暗
301		号化し、システム管理者を含めて識別できない状態で保存できること。
302	(シ)	統合ディレクトリサーバでポリシー管理ができ、グループポリシー等によ
303		りログイン時に設定情報を配布できること。
304	(ス)	ドメインコントローラの機能が提供できること。
305		
306	2.2.15 内部DM	NS
307	(ア)	IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスのレコードを登録できること。
308	(イ)	外部からのゾーン転送の制限ができること。
309	(ウ)	インターネットまたは政府共通ネットワーク宛ての名前解決を、それぞれ
310		指定した DNS サーバに転送すること。

(ア) インターネットに接続して、Web サイトが閲覧できること。

(イ) Web サイトからファイルをダウンロードできること。

275276

277

278

2.2.13 Webブラウジング

311	(工)	内部のサーバに対する名前解決機能を有すること。なお、次期システムの
312		ドメイン名については現行システムから変更すること。
313	(オ)	次期システム内に設置している機器からの名前解決要求に対応すること。
314		導入する内部 DNS については、実績及び信頼性のある機能を導入すること。
315		
316	2. 2. 16 NTP	
317	(ア)	本調達で導入する機器に対し、時刻の同期機能を提供できること。
318	(イ)	NTP 機能は、指定した外部の NTP サーバと時刻同期ができること。
319		
320	2.2.17 ファイ	ル転送
321	(ア)	Web ブラウザを介して、ファイルの送受信ができること。
322	(イ)	次期システム内及びインターネットからファイル転送が利用できること。
323	(ウ)	次期システム外の関係者がファイル転送を利用する際には、利用者が起点
324		となること。
325	(工)	オンプレミスで構築する場合は、インターネット DMZ に構築すること。な
326		お、外部サービスを利用する場合は、データの保存先は国内に限定するこ
327		と。
328	(才)	利用者の操作履歴及び接続元 IP アドレスを含むログ情報をシステムログ
329		サーバに対して、セキュリティ面を考慮した転送ができること。
330	(カ)	利用者 800 名を登録できること。
331	(キ)	Internet Explorer 及びFirefox から利用できること。
332	(ク)	1GB 程度のファイルを転送できること。
333	(ケ)	ファイル転送の履歴を記録及び保存できること。
334	(コ)	「2.2.14 統合ディレクトリ」と連携できること。
335	(サ)	利用者単位でアクセス権限の設定ができること。
336	(シ)	利用者単位にアップロードするファイルの容量を制限できること。
337	(ス)	システム管理者がファイルの保存期間を一括設定できること。
338	(セ)	ファイルのダウンロード及びアップロードの通信を暗号化できること。
339	(ソ)	利用者がダウンロード及びアップロード回数の制限並びに公開期間を設
340		定できること。
341	(タ)	ファイルのアップロード時に、ウイルスチェックが実行できること。
342	(チ)	ファイルのアップロード時に、ダウンロード可能な期間及び回数を設定で
343		きること。また、システム管理者がそれぞれの初期値及び上限値を設定で
344		きること。
345	(ツ)	送信者がファイルをアップロードしたことを受信者に自動で通知される
346		こと。

347	(テ)	受信者がファイルをダウンロードしたことを送信者に自動で通知できる
348		こと。
349	(ト)	Web ブラウザを介してファイルを送受信できること。
350	(ナ)	ファイルの送信先には、受信に使用する URL をメールで通知ができること。
351		この URL は、受信者以外に閲覧できない URL であること。また、ファイル
352		のダウンロードの際は、パスワード認証できること。
353	(二)	複数のファイルをアップロードできること。また、複数の宛先に対して送
354		信できること。
355	(ヌ)	外部ストレージ接続をサポートし、CIFS、iSCSI または NFS プロトコルを
356		サポートできること。
357	(ネ)	連続してログオンに失敗した場合に、アカウントをロックできること。ま
358		た、アカウントのロックを自動解除できること。
359	())	アカウント管理画面を有し、手動操作によりアカウントの登録、変更及び
360		削除ができること。
361	(/\)	アカウントの登録情報を CSV 形式でエクスポートできること。
362	(ヒ)	CSV 形式によりアカウントのインポート (一括登録、変更及び削除) がで
363		きること。
364	(フ)	利用者単位で利用可能容量制限(クォータ)を設定できること。
365	(~)	アップロード可能なファイルの拡張子を設定できること。
366	(ホ)	システムが発信するメール通知文書をシステム管理者が任意に設定でき
367		ること。
368	(マ)	ログオン画面及び操作画面の説明及び画像を変更できること。
369	(₹)	システムの利用状況及び統計情報を参照できること。
370	(人)	ファイル転送履歴を参照できること。また、履歴は画面表示及び CSV ファ
371		イルでの出力ができること。
372	(メ)	ファイルの保存先は、国内に限定すること。
373	(モ)	オンプレミスによる構築または外部サービスの利用どちらの提案も可能
374		とするが、上記(ア)から(モ)の要件を満たすこと。
375		
376	2.2.18 外部接	続
377	(ア)	運用開始後、院外から次期システムに接続の上、仮想デスクトップを利用
378		することを予定しているため、本調達において、外部接続用機器の設計、
379		構築及び人事院が保有する外部接続用クライアント 16 台分のライセンス
380		を提供すること。

381

382

(イ) 外部接続用クライアントは、人事院が保有するクライアントに限定する。

なお、外部接続用クライアントの仕様スペックは、別途資料閲覧とする。

383	(ウ)	外部接続で利用するインターネット回線は別途調達する予定であり、本調
384		達の対象外とする。
385	(工)	院外から次期システムに接続するに当たり、多要素認証機能を導入するこ
386		と。
387	(才)	外部接続用クライアントと本院に設置した機器間の通信を暗号化する設
388		備を導入すること。
389		
390	2.3 システム運	用機能
391	2.3.1 仮想化	基盤管理
392	(ア)	仮想化基盤環境のシステム稼働状況(死活監視、イベント監視等)を監視
393		する機能を実装できること。
394	(イ)	障害を検知した場合は、メール等で通知する設定ができること。
395	(ウ)	仮想化基盤サーバ上の仮想サーバとして構築できること。
396	(工)	仮想化基盤サーバ、仮想サーバ、仮想デスクトップ及び仮想デスクトップ
397		管理サーバを監視できること。
398	(才)	仮想サーバの CPU、メモリ、ディスク等について、性能監視できること。
399	(カ)	リソース情報(CPU、メモリ、ディスク使用率等)を取得できること。
400	(キ)	パフォーマンス及びトラフィック情報をリアルタイム表示できること。
401	(ク)	アカウントに操作権限を付与する機能を有し、権限により表示内容及び操
402		作の制限ができること。利用用途に応じた操作権限及び閲覧権限を利用者
403		単位に設定できること。
404	(ケ)	Web ブラウザから監視ができること。
405	(3)	使用率、トラフィック情報、アラームまたはイベント及びインベントリ情
406		報等のレポートを作成できること。
407	(サ)	作成したレポートを CSV 形式のファイルに出力できること。
408	(シ)	仮想デスクトップを運用するに当たり、以下の性能監視ができること。
409	•	仮想化基盤ホスト(CPU、メモリ、ディスク及びネットワーク)
410	•	仮想デスクトップ (CPU、メモリ、ディスク及びネットワーク)
411	•	ストレージの使用量
412		
413	2.3.2 監視	
414	(ア)	サーバ及びネットワーク機器並びにアプライアンス機器を含めたシステ
415		ム稼働状況(死活監視、イベント監視等)を監視できること。
416	(イ)	障害を検知した場合は、メール等で通知する設定ができること。
417	(ウ)	仮想化基盤サーバ上の仮想サーバとして構築できること。
418	(工)	監視ログを 90 日以上保管できること。

- 419 (オ) 監視対象機器に対し、ping による ICMP パケットでの死活監視を定期的に 420 実施できること。 (カ) SNMP による監視機能を有し、非 SNMP 装置については、WMI、Telnet 及び 421 SSHによる監視ができること。リソース情報(CPU、メモリ、ディスク使用 422 423 率等をいう。以下同じ。) を取得でき、ディスク使用率ではパーティショ 424 ンごとの監視もできること。 (キ) Windows サービス及び TCP サービスポート並びにプロセスの CPU、メモリ 425 426 等の可用性を監視できること。 (ク) メールサーバ、データベースサーバ、利用者管理サーバ等の SNMP 対応ア 427 428 プリケーションを監視できること。 (ケ) 仮想サーバのリソース情報の性能監視ができること。 429 (コ) パフォーマンス及びトラフィック情報をリアルタイムに表示できること。 430 (サ) サブネットごとに指定した IP アドレスの範囲及び CSV ファイル内の装置 431 を一括して自動検出できること。また、装置を個別に登録できること。 432 (シ) 監視対象機器の監視項目をテンプレート化でき、同じタイプの装置を同じ 433 434 監視設定で容易に登録できること。 (ス) アラームの承認、抑制及びエスカレーションを行うこと。また、アラーム 435 の内容を検索できること。 436 437 (セ) 障害検知時にメール、プログラム実行、音声等により障害を通知できるこ
- 438 と。
 - (ソ) 監視項目に閾値を設定でき、閾値を超えた場合にメール等で通知できるこ と。また、障害通知メールのテンプレートが作成できること。
 - (タ) 監視対象から解除できること。

439

440

441

442

443 444

445 446

447

448

449

450

451

452

- (チ) アカウントに操作権限を付与する機能を有し、権限により表示内容及び操 作の制限ができること。
- (ツ) Web ブラウザから監視ができること。
- (テ) 可用性、応答時間、リソース情報、アラーム、イベント、インベントリ情 報等のレポートを作成できること。
 - (ト) 作成したレポートをHTML 形式、CSV 形式または PDF 形式のいずれかのファ イルへ出力できること。
 - (ナ) 物理的に非冗長の構成でもよいが、HA 機能にて速やかに復旧できること。
- (ニ) 監視対象機器のトラフィック及びインターフェース (エラー値、パケット 数等)の情報を SNMP により監視できること。
 - (ヌ) 監視対象機器の MIB 情報が対応している場合は、リソース情報が取得でき ること。
- 454 (ネ) Windows 及び Linux サーバはプロセスごとにプロセス数、CPU 使用時間割

456	())	メニュー操作によって標準 MIB 及び製造元の独自のプライベート MIB 情報
457		を容易に収集できること。
458	(/\)	監視対象機器への ICMP 及び TCP サービスの応答状況並びにレスポンスタ
459		イムが監視できること。
460	(ヒ)	取得した性能情報をグラフとして表示できること。
461	(フ)	SNMP 及びレスポンスの監視間隔は、1分間隔の設定ができること。
462	(~)	取得したリソース情報を、90 日以上保管できること。
463	(ホ)	閾値を設定し、アラートとして検知できること。監視項目ごとに閾値の上
464		限及び下限の設定ができること。
465	(監視対象機器におけるインターフェースの Up 及び Down の状態を把握でき
466		ること。また、状態が遷移した場合 (Up から Down 状態または Down から
467		Up 状態)にアラートとして検知できること。
468	(₹)	WebGUI による設定及びグラフ情報の確認ができること。また、操作画面は
469		日本語で表示できること。
470	(ム)	装置テンプレートのインポート及びエクスポートができること。
471	(メ)	仮想デスクトップを運用するに当たり、以下の性能監視ができること。
472	•	仮想ホスト (CPU、メモリ及びディスク及びネットワーク)
473	•	仮想ゲスト (CPU、メモリ及びディスク及びネットワーク)
474	•	ストレージの使用量及び IOPS
475		
476	2.3.3 統合資	産管理
477	(1) 資産管	理
478	(ア)	統合資産管理の対象は、職員用ファットクライアント及び利用者に提供す
479		る仮想デスクトップとするが、その他対象とする機器等がある場合は、提
480		案すること。
481	(イ)	ハードウェア、ソフトウェア及びライセンス情報の収集を行い、資産管理
482		できること。
483	(ウ)	対象をグループ化し、階層化(グループツリー)して登録できること。
484	(工)	クライアントは所属グループに登録できること。
485	(才)	仮想化基盤サーバ上の仮想サーバとして構築できること。
486	(カ)	仮想化基盤サーバの障害発生時は、HA 機能にて速やかに復旧できること。
487	(キ)	保守契約期間中において、電話、E-Mail 及び FAX による製造元へ直接の問
488		合せ対応ができ、セキュリティ、不具合等の修正プログラムを提供できる
489		こと。

合及びメモリ使用量の監視ができること。

455

490

(ク) 管理対象に関するコンピュータ名、CPU 情報、メモリ容量、ストレージ容

491			量、ストレージ空き容量、IPアドレス、MACアドレス等の各種ハードウェ
492			ア情報を資産情報として自動的に収集できること。
493		(ケ)	管理対象のソフトウェアに関する OS、インストール状況 (アプリケーショ
494			ンのバージョン、Microsoft 社 Office のインストール状況、Windows 更新
495			プログラムの適用状況及びストレージ上に存在する実行ファイル一覧を
496			含む) 等についても、自動的に収集できること。
497		(3)	収集したハードウェア及びソフトウェア情報を一覧で表示できること。
498		(サ)	資産情報の検索の際は、インベントリ情報、Windows OS のバージョン、サ
499			ービスパック等から、同時に複数の項目またはキーワードを指定して検索
500			できること。
501		(シ)	検索の際には、次期システムから削除された仮想デスクトップを含む管理
502			対象のクライアントも、検索対象として指定できること。
503		(ス)	印刷を禁止できること。また、プリンタ単位及び利用者単位に制御設定で
504			きること。
505	(2)	ソフト	ウェア配布
506		(ア)	管理対象に対して OS 更新プログラムを配布し、セキュリティパッチを適
507			用する際は、パッチ適用サーバと連携し、更新日及び更新時間を設定して
508			適用できること。
509		(1)	管理対象に対して、ツール、スクリプト (汎用的な VBScript) 等を用いた
510			ソフトウェア配布ができること。なお、配布対象は、製造元の Web サイト
511			から保守費用の範囲内で個数に制限なくダウンロードできること。
512		(ウ)	Adobe Reader、Flash、Java等も容易に配布できること。
513	(3)	通信带	域制限
514		(ア)	管理対象と管理サーバ間の通信帯域の上限値をグループごとに設定でき
515			ること。
516	(4)	レポー	ト機能
517		(ア)	収集されたログを集計及びグラフ化し、レポートデータを閲覧できること。
518		(イ)	管理対象の稼働時間をもとに作業時間を算出し、利用者単位及び部署単位
519			に集計したレポートデータをグラフ化または一覧表で閲覧できること。
520		(ウ)	グラフ及びレポートデータは、以下の内容を表示できること。
521		•	管理対象の稼働状況のレポートとして、クライアント稼働時間、時間帯
522			別使用状況、未稼働のクライアント一覧及びクライアントごとのデバイ
523			ス書込み状況
524		•	アプリケーション、Web アクセス及びセキュリティのレポートとして、
525			時間帯別 Web アクセス使用状況、注意表示(アラート)件数、アプリケ
526			ーション使用状況及び Web アクセス状況

530		(エ) ファイルサーバのファイル数、総ファイルサイズ、各フォルダの最終使用
531		日時等の使用状況を収集できること。
532		(オ) すべて及び一部のファイルサーバの利用状況を表示できること。
533		(カ) 製造元の Web サイトからレポートを作成するためのプログラムをダウンロ
534		ードし、作成したいレポートのスケジュール、集計期間、部署等を設定す
535		ることで、必要なレポートを出力できること。
536		(キ) 集計結果は、CSV ファイルとしてダウンロードできること。
537	(5)	制限・制御及びアラート管理
538		(ア) 事前定義したルールに反した際に、通知する機能及び操作を禁止できるこ
539		と。
540		(イ) アラート発生時におけるクライアント操作画面を、マウスカーソルの位置
541		が強調された形式で表示する等により、不正操作及び誤操作発生時に早期
542		の問題把握ができること。
543		(ウ) 脆弱性の高いアプリケーションは指定したバージョンのみ起動許可する
544		設定ができること。
545		(エ) 任意のアプリケーションの実行について、ハッシュ値及びバージョンリソ
546		ースから実行ファイルを特定し、実行の検知及び禁止ができること。
547		(オ) 収集したログに基づいて、事前定義されたルールに反した際に、その操作
548		ログはアラートログとして、ログ閲覧画面及び検索画面にて、アラート項
549		目の優先順位に応じて色分けして表示できること。
550		(カ) アプリケーションの指定は、ファイル名を偽装したアプリケーションと正
551		確に区別できるよう、ハッシュ値で指定できること。
552		(キ) 使用を禁止するアプリケーションは、ブラックリスト方式またはホワイト
553		リスト方式のいずれかを選択して指定できること。
554	(6)	証跡管理
555		(ア) 証跡管理として、少なくとも以下の情報が記録できること。
556		・ 電源オン及び電源オフの日時
557		ログオン及びログオフの日時
558		・ 実行されたソフトウェアの起動及び起動期間
559		プリンタ出力ログ
560		ファイル操作(コピー、削除、リネーム等)
561		クリップボードにコピーされた内容
562		(イ) 印刷が実行された際に、その印刷されたドキュメント名、1回の印刷枚数

・ ファイルサーバアクセス及び印刷状況のレポートとして、時間帯別ファ

況、ファイル別アクセス数の比較及びクライアントごとの印刷枚数

イルサーバアクセス数状況、クライアント別ファイルサーバアクセス状

527528

563	及び	ファイルパスが記録できること。
564	(ウ) 起動	元アプリケーションのファイルパス、ハッシュ値及びプロセス ID を
565	記録	できること。
566	(エ) ウイ	ルス対策ソフトウェア等に対応するため、検知対象のイベントは任意
567	に設	定できること。
568	(オ) コマ	ンドプロンプト(cmd.exe)及びWindows PowerShell(powershell.exe)
569	で実	行したコマンドを記録できること。
570	(カ) 収集	されたファイル操作ログから、どのような操作(コピー、ファイル名
571	変更	、新規作成、削除等)が行われたかを抽出して表示できること。
572	(キ) 特定	の操作ログから前後5分間の操作ログを検索して、抽出できること。
573	(ク) スト	レージ上にバックアップとして保存されたログについては、閲覧する
574	際に	リストアすることなく、通常のログ検索と同様に管理コンソールから
575	直接	検索して閲覧できること。
576	(ケ) クラ	イアントから収集したログデータをバックアップする際、ログデータ
577	を圧	縮してバックアップする設定ができること。
578	(コ) 証跡	管理機能送信メールログを取得できること。
579	(サ) クラ	イアントログは、90 日以上保管できること。
580	(7) デバイス管理	里
581	(ア) 仮想	デスクトップ、職員用ファットクライアント及び運用業務用ファット
582	クラ	イアントへの USB デバイスの接続の可否を設定できること。
583		
584	2.3.4 アカウント等	での管理
585	(ア) 利用	者のアクセス権を適切に管理するため、利用者が用いるアカウント
586	(別コード、主体認証情報)を管理(登録、停止、削除等)できること。
587	(イ) 情報	システムの利用範囲を利用者の区分に応じて制限するため、情報への
588	アク	セス権を制御できること。
589	(ウ) 特権	を有するシステム管理者による不正を防止するため、管理者権限を制
590	御で	きること。
591		
592	2.3.5 バックアップ	『管理』
593	(1) バックアップ	プ対象
594	(ア) バッ	クアップの対象は以下とすること。
595	• 仮	想基盤ストレージ
596	• メ	ールデータ
597	· 7	ァイル共有
598	• □	グデータ

599		(1)	ノアイルサーハに含まれるアーダノアイル、仮想基盤ストレーンに保存さ
600			れる仮想化サーバ及び仮想化デスクトップの復元に必要なデータをバッ
601			クアップできること。
602	(2)	バック	アップ及びリストア方式
603		(ア)	フルバックアップ、増分バックアップ及び差分バックアップができること。
604		(1)	バックアップ専用のソフトウェアを使用し、バックアップストレージ機器
605			の重複排除機能と連携動作できること。
606		(ウ)	増分及び差分データを合成し、新たなフルバックアップを生成できること。
607		(エ)	稼働中のサーバ及びストレージ機器を無停止でバックアップできること。
608		(才)	仮想化基盤ソフトウェアと連携して、仮想マシンのイメージバックアップ
609			の取得並びにイメージ増分及び差分バックアップができること。
610		(カ)	管理コンソール GUI が日本語表示に対応しており、GUI で作成したバック
611			アップジョブをコマンドで実行できること。
612		(キ)	同一のバックアップソフトウェアで物理サーバ及び仮想サーバをバック
613			アップできること。
614		(ク)	バックアップデータとともにバックアップ情報を含むメタデータを別の
615			バックアップサーバに複製し、緊急の際は複製先から即時にデータの復旧
616			ができること。
617		(ケ)	仮想マシン個別単位でのバックアップ及びリストアができること。
618		(3)	メールサーバの専用エージェントを用意し、論理的に不整合のないバック
619			アップができること。
620		(サ)	仮想マシンのイメージバックアップから、ファイル単位でのリストアがで
621			きること。
622		(シ)	スケールアップに備えて、バックアップ管理サーバ及びバックアップ実行
623			サーバを分けて動作できること。
624		(ス)	バックアップ管理サーバの OS が Windows 及び Linux に対応できること。
625		(セ)	バックアップサーバ側での重複排除ができること。
626		(ソ)	ストレージ機器のスナップショットの管理ができること。
627		(タ)	24 時間 365 日のサポートができること。
628		(チ)	バックアップの実効状況及び結果の監視ができること。
629		(ツ)	仮想デスクトップの共有フォルダ内の利用者データ、仮想デスクトップテ
630			ンプレート等をバックアップできること。
631		(テ)	バックアップは、ハードディスクまたはSSDからハードディスクまたはSSD
632			(「ディスク to ディスク」) の構成で実施できること。ただし、二重障害
633			に備えた追加的な対策(テープバックアップ等)を行うことが望ましい。
634		(})	業務に用いるデータのバックアップ処理は、業務への影響をできるだけ排

636	(ナ)	バックアップの取得は目動化し、成否についてシステム管理者へ通知でき
637		ること。なお、システム管理者により手動でバックアップが取得できるこ
638		と。
639	(二)	稼働中のサーバ及びストレージ機器を無停止でバックアップできること。
640	(ヌ)	「3.7.2(3) バックアップ用ストレージ」にバックアップデータを格納す
641		ること。
642	(ネ)	対象サーバに含まれるアプリケーションのバックアップにおいて無停止
643		でバックアップできること。
644	(3) 世代管	理
645	(ア)	フルバックアップ取得周期を1週間とし、毎日差分バックアップを取得す
646		ること。
647	(1)	フルバックアップは2世代以上取得し、フルバックアップ取得中に障害が
648		発生しても1世代前のフルバックアップ取得時の状態まで復旧できるこ
649		と。
650	(ウ)	スナップショット用の領域を考慮した上で適正な容量を確保すること。
651		
652	2.3.6 ライセ	ンス管理
653	(ア)	Microsoft 社製品のライセンス認証ができること。
654	(イ)	仮想化基盤サーバ上の仮想サーバとして構築できること。
655	(ウ)	一括でクライアントのライセンス認証ができること。
656		
657	2.3.7 パッチ	配信 (WSUS)
658	(ア)	管理対象の OS 及び Office アプリケーションのパッチファイルの配信及び
659		配信状況が管理できること。
660	(イ)	仮想化基盤サーバ上の仮想サーバとして構築できること。
661	(ウ)	サーバ、仮想デスクトップ、職員用ファットクライアント及び運用業務用
662		ファットクライアントにパッチファイルを配信できること。
663	(工)	対象別にパッチファイルの配信状況及び適用状況を確認できること。
664	(才)	パッチファイルの適用は、スケジュール化できること。
665	(カ)	物理的に非冗長の構成でもよいが、HA 機能にて速やかに復旧できること。
666	(キ)	Windows セキュリティパッチをシンクライアント及び職員用ファットクラ
667		イアントへ配布できること。
668		
669	2.3.8 ログ取	得及び管理

除したタイミングで取得できること。

635

670

(ア) 以下の項目のログ情報が取得できること。

671	•	事象を発生させた利用者または機器の識別情報
672	•	事象を発生した日付及び時刻情報
673	•	事象の結果(成功、失敗、エラー等)の情報
674	(1)	ファイルサーバの負荷低減のため、ファイルアクセスログは、エージェン
675		トレスで収集できること。
676	(ウ)	サーバ負荷を軽減するため、原則として OS にはログ収集を行うソフトウ
677		ェアであるクライアントツールを使用せずログの収集ができること。なお
678		クライアントツールを使用する場合は、非常駐型とすること。
679	(工)	収集したログをリアルタイムに GUI で閲覧できること。また、システムへ
680		のアクセスを監査できること。
681	(才)	収集したログは、キーワード等による検索条件の指定ができ、結果を一覧
682		表示できること。
683	(カ)	検索条件を設定及び保存することができ、保存した検索条件を読み出し、
684		検索できること。
685	(+)	検索結果を CSV 形式で出力できること。
686	(ク)	収集したログを暗号化し保存できること。
687	(ケ)	収集したログは圧縮して保存できること。
688	(3)	収集したログの改ざんを検知できること。
689	(サ)	製品の脆弱性に対する影響を公開していること。
690	(シ)	ログからレポートを作成できること。
691	(ス)	アクセスできるログをグループまたは利用者単位で制限できること。
692	(セ)	ファイルサーバのアクセスログの取得を行い、90 日以上保管できること。
693	(ソ)	メール通信ログの取得を行い、90 日以上保管できること。
694	(タ)	ウイルス検知ログの取得を行い、90 日以上保管できること。
695	(チ)	Web プロキシログの取得を行い、90 日以上保管できること。
696	(ツ)	システムログの取得を行い、90 日以上保管できること。
697		
698	2. 3. 9 DHCP	
699	(ア)	クライアント及び仮想デスクトップに対し、IP アドレスを自動で付与でき
700		ること。
701	(1)	主管課が許可していないクライアントに対し、IPアドレスを自動的に付与
702		しないこと。
703		
704	3. 非機能要例	牛の定義
705	3.1ユーザビリラ	ティ及びアクセシビリティに関する事項

3.1.1 次期システムの利用者数

707	(ア)	次期システムの利用者数は、「表 1 利用者の区分」を参照すること。
708		
709	3.1.2 アクセ	シビリティ要件
710	(ア)	利用者提供機能は、日本語に対応すること。
711	(イ)	システム管理機能は、原則として日本語に対応すること。日本語に対応し
712		ない場合は、利便性について日本語の場合と相違がないよう対応すること。
713		
714	3.2 システム方式	式に関する事項
715	3.2.1 全体方式	針
716	(ア)	本調達で導入する機器は人事院が指定する場所に設置し、オンプレミス環
717		境で提供すること。なお、ファイル転送については、外部サービスによる
718		実現も可能とする。
719	(1)	次期システムは、情報セキュリティ機能の高度化、ログ管理の厳格化及び
720		実行形式の添付ファイルの無効化に加えて、新たにクライアントにデータ
721		を保持させない仕組みの導入等を行い、情報セキュリティインシデントの
722		発生リスク及び情報漏えいリスクの軽減を図ること。
723		
724	3.2.2 次期シ	ステムの全体構成
725	(ア)	次期システムの全体構成イメージは、調達仕様書「図 1 本調達における
726		賃貸借保守の範囲」及び「図 2 本調達における設計・構築・運用の範囲」
727		を参照すること。本調達仕様書の各要件を満たす最適な構成を提案するこ
728		と。
729		
730	3.3 規模に関する	る事項
731	3.3.1 設置場所	
732	(ア)	次期システムの設置場所は、「表 3 拠点一覧」を参照すること。
733		
734	3.4 性能に関する	る事項
735		設計において、主管課と協議の上、性能に係る指標を決定すること。
736	(1)	運用において、主管課と協議の上、実績値をもとに性能に係る指標の目標
737		値を設定すること。
738		
739	3.5 信頼性に関っ	
740	3.5.1 信頼性	
741	(ア)	本調達で導入する機器は官公庁案件等で導入実績のある機器またはその
742		後継機を選定すること。

(イ) フリーソフトウェア、シェアウェアソフト等の製造元によるサポートがさ 743 744 れないソフトウェアでの実現は不可とする。 745 (ウ) クラスタリングまたは冗長化する機器を以下に示す。 746 ・ 仮想化基盤サーバ コアスイッチ及びサーバスイッチ 747 インターネット回線用 FW 748 · 政府共通 NW 用 FW 749 振る舞い検知 750 751 • 負荷分散装置 管理セグメント用スイッチ 752 753 (エ) 仮想化基盤サーバは、物理サーバ1台に障害が発生した場合でも通常業務 に影響なく、利用者に機能を提供できること。 754 (オ) 停電発生時において、自動的かつ安全にシャットダウンできること。 755 (カ) 各種保存データ、設定ファイル等は情報が正確に記録または保存できるこ 756 757 と。 (キ) 本調達で導入するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等は、運用 758 開始後4年間以上の保守及びサポートが提供されること。 759 (ク) 本調達で導入するハードウェア、ソフトウェア及びネットワークにおける 760 機器等は、すべて新品(未使用機器)であること。 761 762 3.6情報セキュリティに関する事項 763 3.6.1 不正プログラム対策機能 (クライアント) 764 (1) 不正プログラム検知 765 766 (ア)ローカルディスク上に格納されているファイルに対し、リアルタイムで不正 767 プログラムの検知及び処置ができること。 768 (イ)システム管理者が指定した時刻に自動及び任意で不正プログラムが検知で 769 きること。 (ウ)クライアントから発生するすべての HTTP 通信 (PUT 及び GET) を検知し、以 770 下の処置ができること。 771 ・ すべての HTTP 通信先のドメインを評価できること。 772 773 評価結果は3段階以上であること。 774 評価結果により HTTP 通信をブロックできること。 775 評価から除外されるホワイトリストを設定できること。 776 院内及び院外のクライアントで評価基準を変更できること。 777 評価結果は各クライアントのメモリ上で一定時間キャッシュできるこ

と。

780		きること。
781		すべての通信ポートにおける HTTP 通信を監視できること。
782		(エ)不正プログラムに感染したクライアントに対して、改ざんされたレジストリ
783		及び設定ファイルの復旧並びに起動している不正プログラムのプロセスを
784		停止できること。また、それらの関連ファイルを自動的に更新できること。
785		(オ)検知された不正プログラム名のみの情報で、プロセスの停止、レジストリキ
786		ーの削除及びファイルの削除ができること。
787		(カ)圧縮ファイル内で自動実行される可能性のある、不正プログラムに係るコー
788		ドと疑われるコードを検知できること。
789		(キ)特定のファイル及びフォルダを不正プログラム検知の対象から除外する設
790		定ができること。
791		(ク)ファイルタイプを正しく識別し、感染の危険があるとされるファイルだけを
792		検索できること。
793		(ケ)新種の不正プログラムに対処する予防ポリシーファイルにより、これら不正
794		プログラムの侵入を予防できること。
795		(コ)POP3 メールにおける不正プログラム検索を実行できること。
796		(サ)最新のセキュリティ情報を参照して、不正プログラムの検索ができること。
797		(シ)サンドボックス解析機能で生成された不審ファイルが持つファイルハッシ
798		ュ、IP、URL 等のリストを自動でインポートでき、処理(隔離、アクセス拒
799		否、ログのみから選択可等)ができること。
800		(ス)クライアント上で不正プログラムと断定できない場合、サンドボックス解析
801		機能への自動連携ができ、該当ファイルがリスクレベル高の不正プログラム
802		として判定された際には、同クライアントだけでなく他のクライアント、サ
803		ーバ及びゲートウェイにカスタムシグネチャを自動配布し、防御できること
804		(セ)シグネチャ方式に加えて、アノマリ方式により、不正プログラム実行前のフ
805		ァイル検知及び実行後の挙動の検知ができること。
806		(ソ)メール、SNMP トラップ及び Windows イベントログによる通知ができること。
807	(2)	パターンファイルの更新
808		(ア)不正プログラムを検知するためのパターンファイル及び検索エンジンの更
809		新ができること。
810		(イ)緊急の対応が必要となるパターンファイルの配信時は、不正プログラム対策
811		の管理サーバから強制的に更新ができること。
812		(ウ)パターンファイル及び検索エンジンのロールバックができること。
813		(エ)パターンファイル、検索エンジン及びプログラム(修正モジュール等を含む)
814		について、自動更新により最新のバージョンを保持できること。

フィッシング等を含めたWebからのセキュリティリスクのブロックがで

815	
816	3.6.2 不正プログラム対策機能(仮想化基盤)
817	(1) 不正プログラム検知
818	(ア)ローカルディスク上に格納されているファイルに対し、リアルタイムで不正
819	プログラムの検知及び処置ができること。
820	(イ)システム管理者が指定した時刻に自動及び任意で不正プログラムが検知で
821	きること。
822	(ウ)圧縮ファイル内で自動実行される可能性のある、不正プログラムコードと疑
823	われるコードを検知できること。
824	(エ)特定のファイル及びフォルダを不正検索の対象から除外する設定ができる
825	こと。
826	(オ)ファイルタイプを正しく識別し、感染の危険があるとされるファイルだけを
827	検索できること。
828	(カ)新種の不正プログラムに対処する予防ポリシーファイルにより、これら不正
829	プログラムの侵入を予防できること。
830	(2) パターンファイルの更新
831	(ア)不正プログラムを検知するためのパターンファイル及び検索エンジンの更
832	新ができること。
833	(イ)緊急の対応が必要となるパターンファイルの配信時は、不正プログラム対策
834	の管理サーバから強制的に更新ができること。
835	(ウ)パターンファイル及び検索エンジンのロールバックができること。
836	(エ)パターンファイル、検索エンジン及びプログラム(修正モジュール等を含む)
837	について、自動更新により最新のバージョンを保持できること。
838	
839	3.6.3 メールセキュリティ対策
840	(1) 不正プログラム検知
841	(ア) 電子メールに対してリアルタイムの不正プログラム検索を実行し、不正フ
842	ログラム検知時に駆除、削除等の処理を自動で実行できること。
843	(イ) パターンファイル及び検索エンジンを自動更新できること。
844	(ウ) 不正プログラム検知時に稼働監視機能に通知できること。
845	(エ) すべての不正プログラムに関するイベントを記録可能であり、ログの検索
846	ができること。
847	(オ) 一定時間内の不正プログラム検知数がシステム管理者の設定した閾値を
848	越えた場合に、特別な警告をシステム管理者に対して送信できること。
849	(カ) 拡張子を指定して、メールの添付ファイルをブロックできること。
850	(キ) 多重圧縮されたファイルの不正プログラム検索ができること。また、多重

852	(ク)	圧縮ファイルの形式は 20 種類以上、また、エンコード形式は5種類以上
853		に対応できること。
854	(ケ)	利用者単位でスパムメールのポリシー(メールアドレスのブラックリスト
855		及びホワイトリスト)を個別に作成及び登録できること。
856	(3)	不正プログラム検知ソフトは、ネイティブ 64 ビットをサポートしている
857		こと。
858	(サ)	システム管理用インターフェースとして GUI を利用できること。
859	(シ)	すべてのメール及び添付ファイルに対して、不正プログラムが検知できる
860		こと。
861	(2) 添付フ	ファイルチェック機能
862	(ア)	特定の文字列を含むファイル名及び特定の拡張子を持つファイルが添付
863		された場合、当該メール及びファイルを削除できること。なお、処置につ
864		いては受信者に通知できること。
865	(イ)	添付ファイルチェックの対象となる特定の拡張子について、システム管理
866		者が設定できること。
867	(ウ)	圧縮されたファイル内に禁止された特定拡張子を持つファイルがあった
868		場合も添付ファイルを削除して送信できること。
869		
870	3.6.4 Webセュ	キュリティ
871	(1) 基本要	其件
872	(ア)	インターネットへの Web アクセスが中継できること。
873	(イ)	HTTP1.1 に対応した HTTP、HTTPS 及び FTP リクエストが中継できること。
874	(ウ)	Web ベースの GUI または CLI で設定ができること。CLI では SSH をサポー
		web・・ へり GUI または CLI で放化かできること。CLI では SSN をサホー
875		web ハースの GUI または CLI で設定かできること。 CLI では SSH をリホートできること。
875 876	(工)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(工)	トできること。
876	(エ) (オ)	トできること。 HTML コンテンツ、画像データ等の Web コンテンツのキャッシュができること。
876 877	(才)	トできること。 HTML コンテンツ、画像データ等の Web コンテンツのキャッシュができること。
876 877 878	(才)	トできること。 HTML コンテンツ、画像データ等の Web コンテンツのキャッシュができること。 統合ディレクトリと連携して認証できること。
876 877 878 879	(オ) (カ)	トできること。 HTML コンテンツ、画像データ等の Web コンテンツのキャッシュができること。 統合ディレクトリと連携して認証できること。 アクセス元のクライアント等の IP アドレス、アクセス先の URL、アクセス
876 877 878 879 880	(オ) (カ)	トできること。 HTML コンテンツ、画像データ等の Web コンテンツのキャッシュができること。 統合ディレクトリと連携して認証できること。 アクセス元のクライアント等の IP アドレス、アクセス先の URL、アクセス 結果 (許可または拒否)、アクセスした日時等を記録できること。 次期システム内部の Web アクセスは、除外設定できること。
876 877 878 879 880 881	(オ) (カ) (キ) (ク)	トできること。 HTML コンテンツ、画像データ等の Web コンテンツのキャッシュができること。 統合ディレクトリと連携して認証できること。 アクセス元のクライアント等の IP アドレス、アクセス先の URL、アクセス結果 (許可または拒否)、アクセスした日時等を記録できること。 次期システム内部の Web アクセスは、除外設定できること。
876 877 878 879 880 881 882	(オ) (カ) (キ) (ク) (ケ)	トできること。 HTML コンテンツ、画像データ等の Web コンテンツのキャッシュができること。 統合ディレクトリと連携して認証できること。 アクセス元のクライアント等の IP アドレス、アクセス先の URL、アクセス 結果(許可または拒否)、アクセスした日時等を記録できること。 次期システム内部の Web アクセスは、除外設定できること。 IPv4 及び IPv6 のデュアルスタックに対応できること。
876 877 878 879 880 881 882 883	(オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ)	トできること。 HTML コンテンツ、画像データ等の Web コンテンツのキャッシュができること。 統合ディレクトリと連携して認証できること。 アクセス元のクライアント等の IP アドレス、アクセス先の URL、アクセス 結果(許可または拒否)、アクセスした日時等を記録できること。 次期システム内部の Web アクセスは、除外設定できること。 IPv4 及び IPv6 のデュアルスタックに対応できること。 イベントログをシステムログで転送できること。

圧縮は 20 階層以上に対応できること。

- (シ) プロキシに接続する際は、統合ディレクトリと連携できること。 887 (ス) 次期システム内のクライアントより、Web ブラウザ等を使用してインター 888 889 ネット上の任意の公開サーバに透過的に接続し、その情報にアクセスでき ること。 890 891 (2) URLフィルタ機能 892 (ア) Web 閲覧をする際に URL によりブラックリスト及びホワイトリスト並びに キーワード及びフレーズ検出の両方でアクセスを制限できること。 893 894 (イ) スクリプトフィルタリング機能により、ActiveX、Java アプレット、Cookie 等、Webページのプラグインをブロックできること。 895 896 (ウ) レピュテーション情報を用いて、不審サイトへのアクセスをブロックでき 897 ること。 通信プロトコル対応 898 (ア) HTTP、HTTPS 及び FTP over HTTP プロトコルに対応し、任意のポート番号 899 による通信に対応できること。 900 901 (4) カテゴリ制御機能 (ア) Web サイトのカテゴリごとに、許可、警告、ブロック等、アクセス時の挙 902 903 動を設定できること。 (イ) ファイルのダウンロード及びアップロード並びに掲示板への書込みを禁 904 905 止できること。 (ウ) フリーメール、ネットワークストレージサイト等の Web サイトの利用を禁 906 907 止できること。代表的な Web サイトの情報については、製造元から最新版 のデータが提供されること。 908 (5) 状況レポート作成機能 909 (ア) すべてのログは、キーワード、送信元アドレス、宛先アドレス及びアクセ 910 911 ス日時で検索できること。 (イ) 使用状況等のレポートを作成できること。 912 913 (6) 統合管理コンソール機能 (ア) システム管理用インターフェースとして、Web ベースの GUI を提供できる 914 こと。 915 (イ) Web 画面上で統計情報を閲覧できること。 916 917 (ウ) 管理用サーバ機能により、クライアントから管理コンソールにて設定変更、 918 状況確認等ができること。 919
- 920 3.6.5 侵入検知及び防御機能
- 921 (1) 基本要件
- 922 (ア) インターネットからの不正アクセスと判断される通信を検知及び防御で

923		きること。
924	(1)	検知結果及び詳細情報を確認できること。
925	(2) 侵入検	知及び防御機能
926	(ア)	IPv4 及び IPv6 によるアクセス制御、不正アクセスの検知及び防御ができ
927		ること。
928	(イ)	パケットの IP アドレス、プロトコル、ポート番号及びそれらの組合せ等
929		で設定するルールに基づき、通信の許可及び拒否の制御ができること。
930	(ウ)	Dos 攻撃を防御できること。
931	(工)	不正侵入検知シグネチャをインターネット経由で自動及び手動で更新で
932		きること。
933	(才)	シグネチャ方式及びアノマリ方式で検知できること。
934	(カ)	不正アクセスの検知を SNMPTrap、電子メール等で通知できること。
935	(キ)	システム管理用インターフェースとして、Web ベースの GUI を提供できる
936		こと。
937	(ク)	予め設定されたイベントを検出した場合、通知できること。
938	(ケ)	インバウンド及びアウトバウンドの通信について、リアルタイムに不正ア
939		クセスの検知及び防御ができること。
940	(3)	トラフィックのパターンを分析し、不正プログラムによる攻撃、DoS 及び
941		DDoS 攻撃、アプリケーション及びサーバの脆弱性を狙う通信等を検知及び
942		防御できること。
943	(サ)	シグネチャ情報は、常に最新の状態に保つことができること。
944	(シ)	FW との連携により、各セグメントにポリシーの設定及び管理ができること。
945		
946	3.6.6 振る舞	い検知機能
947	(1) 基本要	件
948	(ア)	インターネット経由の Web アクセスに係るログについて、複数の判定基準
949		による閾値チェックを行い、不正プログラムへの感染の疑いがある通信か
950		どうかを判定できること。
951	(イ)	不正プログラムへの感染の疑いがある通信と判定された場合、必要に応じ
952		て運用担当者に通知できること。
953	(ウ)	Web アクセス時に利用者管理機能と連携して、利用者認証できること。
954	(工)	SSL 通信については、複合化した上で不正プログラム検査を実施できるこ
955		と。
956	(オ)	不正プログラム検知されたアクセス先への次回以降のアクセスを、一定期
957		間ブロックできること。

958	(2) 村	食知及び防御機能
959		(ア) 振る舞い検知型技術をベースとした検知アルゴリズムを用いることによ
960		り、以下のように未知の不正プログラムを検知及び防御できること。
961		未知の不正プログラム感染を予防し、クライアントを防御できること。
962		サンドボックス機能以外にフィルタリングができること。
963		不審なファイルに対する分析及びシグネチャの作成ができること。
964		分析及びシグネチャ作成時は外部にデータを送付せず、内部で処理する
965		ことを選択できること。
966		(イ) クライアントへの不正プログラムの感染なく、不正なプログラムを検知で
967		きること。
968	(3) ß	扇離機能
969		(ア) 不正プログラム検知後、不正プログラムを隔離できること。
970	(4)	管理機能
971		(ア) 誤検知をレポートし修正できること。
972		(イ) リモートを含め、本ソフトウェアの管理操作は、日時、利用者アカウント、
973		操作内容等の証跡が記録できること。
974		(ウ) 他のセキュリティアプライアンスからの解析依頼に対し、解析できること
975		(エ) 管理サーバにおいて、アップデート配信、ログー元管理、バージョン管理
976		及びポリシー配布のクライアント管理を一元的にできること。
977		(オ) クライアントから収集した不正プログラムの検知等のログを、他アプリク
978		ーションでも利用可能な形式で出力できること。
979		
980	3.6.7 紛	公合資産管理
981		(ア) IS027001 及びプライバシーマークを取得している製造元の製品を選択で
982		きること。
983		(イ) BitLocker またはその他のサードパーティ製品により、ストレージを暗号
984		化した際に生成される回復キーを収集し、管理できること。
985		(ウ) アプリケーションの実行、禁止アプリケーションの名前変更、インストー
986		ルの実行、Windows システム構成変更、レジストリ変更、Windows ストフ
987		アプリの自動更新等を禁止できること。ネットワーク内のどのセグメント
988		に接続されているか把握できること。
989		

990 3.6.8 ログ取得、管理機能

- (ア) 各システムから収集したログの暗号化ができること。
- 992 (イ) ログの不正な改ざん及び削除を防止するため、ログに対するアクセスを制 993 御できること。

994	(ウ)	収集したログの改さんを検知できること。
995		
996	3.6.9 通信回線	線対策
997	(ア)	不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサ
998		ーバ及びネットワーク機器のネットワークと、内部のサーバ、クライアン
999		ト等のネットワークを通信回線上で分離できること。
1000	(イ)	利用者のセグメントごとに内部のネットワークを通信回線上で分離でき
1001		ること。
1002	(ウ)	通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていな
1003		い通信プロトコルを遮断できること。
1004	(工)	接続先のサーバのなりすましを防止するため、サーバの正当性を確認でき
1005		ること。
1006	(才)	クライアントのなりすましを防止するため、クライアントの MAC アドレス
1007		認証により DHCP の IP アドレスの払出しを制御できること。
1008	(カ)	ネットワーク内部の通信を暗号化できること。暗号化の際に使用する暗号
1009		アルゴリズムについては、「電子政府における調達のために参照すべき暗
1010		号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト) (平成 25 年 3 月 1 日 総務省及び経済
1011		産業省策定)」を参照し決定すること。
1012		
1013	3.6.10 脆弱性	対策
1014	(ア)	情報システムを構成するハードウェア及びソフトウェアの脆弱性を悪用
1015		した不正を防止するため、構築時に判明している脆弱性については、修正
1016		の上、納入すること。
1017	(イ)	運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情
1018		報システムを構成するハードウェア及びソフトウェアの更新を効率的に
1019		実施する機能及び方法を備えること。
1020		
1021	3.6.11 機密性	・完全性の確保
1022	(ア)	情報システムに蓄積された情報の窃取及び漏えいを防止するため、情報へ
1023		のアクセスを制限できること。
1024		
1025	3.6.12 機器等	室の調達における対策
1026	(ア)	機器等については、製造元保証品を採用すること。
1027		
1028	3.6.13 その他	Ţ
1029	(ア)	次期システムに関する管理者権限は、必要に応じて主管課より貸与するも

1030		のとする。また、管理者権限は、必要最小限の範囲での利用とし、作業終
1031		了後は、速やかに返却すること。
1032	(1)	次期システムにおける不正行為の検知、情報セキュリティインシデントの
1033		原因の特定等のため、次期システムの利用記録に関する証跡を蓄積し、一
1034		定期間保管すること。
1035	(ウ)	障害、事故等の発生要因を減らすとともに、障害、事故等の発生時には迅
1036		速に対処するため、構築時の次期システムの構成(ハードウェア、ソフト
1037		ウェア及びサービス構成に関する詳細情報) が記載された文書を提出する
1038		とともに文書どおりの構成とし、加えて次期システムに関する運用開始後
1039		の最新の構成情報及び稼働状況の管理ができること。
1040	(工)	主管課が用意するラックに機器を搭載し、ラックを施錠すること。
1041	(才)	内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) からセキュリティ対応の指示、
1042		要請等があった場合、主管課と協議の上、必要な支援を行うこと。
1043		
1044	3.7情報システ.	ム稼働環境に関する事項
1045	3.7.1 サーバ	要件
1046	(1) 仮想化	基盤要件
1047	(ア)	サーバに実装されたファームウェアの監視及び正常性の確認ができるこ
1048		と。
1049	(1)	ファームウェアの正常性確認ロジックそのものを改ざんされないよう、そ
1050		のロジックは独立したサーバ管理プロセッサーに ROM として組み込まれて
1051		おり、不変であること。
1052	(ウ)	サーバ起動時にファームウェアの改ざんがないことを確認してから起動
1053		できること。
1054	(工)	特定のワークロードに対して調整された、BIOS 内にあらかじめ設定済みの
1055		サーバプロファイルを使用して、CPU、メモリ及び I/O 帯域を自動的に適
1056		切な設定に変更できること。
1057	(オ)	16Gbps 以上の FC ポートを2個以上実装すること。
1058	(カ)	電源及びファンを冗長化すること。
1059	(+)	CPUは、Intel Xeonスケーラブルプロセッサーを搭載し、本サーバに実装
1060		する仮想マシンをすべて起動した状態で、安定稼働する処理性能を維持す
1061		ること。
1062	(ク)	メモリは、本サーバ上で稼働させる仮想マシンをすべて起動した状態で安
1063		定稼働させる容量であること。
1064	(ケ)	内蔵するハードディスクドライブを使用する場合には、10krpm以上のSAS
1065		ディスクまたは SSD とすること。

1066	(コ) ディスクは単一以上のディスク障害を考慮し RAID1 または RAID5 以上によ
1067	り冗長化すること。
1068	(サ) 仮想マシンのデータは共有ストレージに実装すること。
1069	(シ) 仮想化基盤サーバのうち1台が故障しても、システム全体が縮退運転する
1070	ことなくサービスの提供を継続できること。
1071	(ス) 本体とは独立した管理モジュールを持ち、リモート操作による電源のオン
1072	及びオフ並びにハードウェアヘルスステータスが取得できること。
1073	(セ) 管理モジュールにより、遠隔地にある DVD 等のインストールディスクをロ
1074	ーカルディスクとして認識させ、インストール作業が実施できること。
1075	(ソ) ネットワークインターフェースは、仮想マシンの機能を実現するために使
1076	用する 10GBase 対応のポートを 2 個以上有し、冗長化すること。
1077	(タ) 搭載する仮想サーバのリソースを提供できること。
1078	(チ) 仮想サーバを搭載する複数の物理サーバを一元的に管理できること。
1079	(ツ) 物理サーバに障害が発生しても、他の物理サーバに仮想サーバを割り振っ
1080	て自動復旧できること。
1081	(テ) メモリ共有及びメモリ圧縮機能により、効率的にメモリが使用できること。
1082	(ト) CPUの負荷をロードバランスし、効率的なCPUリソースを利用できること。
1083	(ナ) FC-SAN、iSCSI 及び NFS によるストレージへのアクセスができること。
1084	(ニ) 仮想サーバのコピーを GUI から作成できること。
1085	(ヌ) 仮想サーバの差分データをバックアップサーバへ提供できること。
1086	(ネ) 仮想サーバのバックアップ機能を外部ストレージにオフロードできるこ
1087	と。
1088	(ノ) 仮想サーバを統合管理できること。
1089	(ハ) 以下の機能を実現すること。
1090	・ 「2.2.1 仮想デスクトップ」
1091	・ 「2.2.8 リアルタイムコミュニケーション」
1092	・ 「2.2.9 電子メール送受信」
1093	「2.2.11 会議室等予約及びスケジュール管理」
1094	・ 「2.2.14 統合ディレクトリ」
1095	• 「2.2.15 内部 DNS」
1096	• \[\sqrt{2.2.16} \text{NTP} \]
1097	• 「2.3.1 仮想化基盤管理」
1098	• 「2.3.2 監視」
1099	• 「2.3.3 統合資産管理」
1100	・ 「2.3.4 アカウント等の管理」

・ 「2.3.6 ライセンス管理」

1102	•	・ 「2.3.7 パッチ配信 (WSUS)」
1103	•	「2.3.8 ログ取得及び管理」
1104	•	「2. 3. 9 DHCP」
1105		
1106	3.7.2 ストレ	ージ要件
1107	(1) 仮想化	基盤用ストレージ要件
1108	(ア)	サーバ及び仮想デスクトップの速度を確保するため、FC16Gbps で接続する
1109		フラッシュ(SSD またはフラッシュモジュール)のみを搭載したオールフ
1110		ラッシュストレージを導入すること。
1111	(イ)	コントローラは冗長構成で、片側のコントローラで障害が発生しても性能
1112		影響のないアクティブ-スタンバイ構成で導入できること。
1113	(ウ)	コントローラ障害時にも書込み性能に影響がないように、書込みキャッシ
1114		ュは、コントローラ外に独立し、二重化以上の可用性で導入すること。
1115	(工)	仮想化基盤用ストレージが停止した場合、利用者に多大な影響を及ぼすこ
1116		とから、コントローラ、キャッシュモジュール、フラッシュディスク及び
1117		電源がそれぞれ個別にコンポーネントモジュール化し、無停止及び個々の
1118		性能影響なく交換できること。
1119	(才)	サービス継続を重視するため、同一シェルフ内で SSD の 4 本同時障害に対
1120		してもサービス停止が発生しないこと。
1121	(カ)	長期保守の観点から、同一シェルフ内で、異なる容量及び異なるタイプ
1122		(MLC 及び 3D TLC) の SSD 並びに NVMe 対応のフラッシュモジュールが混
1123		在できること。
1124	(キ)	ストレージ管理に当たり、GUI ベースの管理ツールを提供すること。また、
1125		各種情報(容量、IOPS、遅延及びスループット)がリアルタイムで可視化
1126		できること。
1127	(ク)	ストレージシステムの停止は、シャットダウンコマンドを不要とし、シス
1128		テムの停止方法は電源ケーブルを抜くことで対応できること。
1129	(ケ)	将来的に DR サイトを構築する場合、追加で費用負担することなく非同期
1130		及び同期の機器外レプリケーション機能を提供できること(レプリケーシ
1131		ョン相手のストレージ及びレプリケーションライセンスは含まないもの
1132		とする)。
1133	(コ)	機器のスペース節約のため、インラインでの重複排除ができること。効果
1134		的なデータ削減を実現するため、512byteから32KBまでの可変長で実装で
1135		きること。
1136	(サ)	重複排除、圧縮及び暗号化機能は常時有効にできること。
1137	(シ)	1Lun のサイズは、最大 4PB まで作成できること。

1139	(2)	ファイ	ル共有ストレージ
1140		(ア)	SMB プロトコル及び NFS プロトコルでアクセス可能なストレージとし、
1141			Windows OS からネットワークドライブとして利用可能及びLinux OS から
1142			もデータドライブとしてマウントできること。
1143		(1)	Linux、Windows 等の各クライアントから同時にファイルを共有できること。
1144		(ウ)	統合ディレクトサーバと連携し、利用者認証機能をサポートできること。
1145		(エ)	ディスク割当て設定により、ディスク使用量の制限ができること。
1146		(才)	スナップショット機能により、利用者が自ら前日の内容にファイルを戻す
1147			ことができること。なお、スナップショット領域は全体実効容量の 10%程
1148			度を最低限確保できること。
1149		(カ)	ストレージのシステム領域及びスナップショット領域を除いた、ファイル
1150			共有分の実効保存容量として 28TB 以上を用意すること。
1151		(キ)	アクティブ・アクティブ及びデュアルコントローラの HA 構成とし、片方
1152			のコントローラが障害で停止したとしても、ファイルサーバとしてのサー
1153			ビス提供が継続できること。
1154		(ク)	コントローラごとに 10Gbps の Ethernet ポートを 2 つ以上使用でき、ポー
1155			ト障害に対する可用性を確保すること。
1156		(ケ)	ストレージ専用 OS を搭載すること。
1157		(3)	SMB1/2.x/3.x、NFS V3/V4、FC 及び iSCSI を実装可能なユニファイドスト
1158			レージであること。
1159		(サ)	不正プログラム等の対策のため、SMB プロトコルは、ドメインコントロー
1160			ラとの通信及びクライアントとの通信それぞれ個別に利用可能なプロト
1161			コルを指定できること。
1162		(シ)	データの削除等により、ボリューム内のデータ使用率が減少または増大し
1163			た際に、業務を中断することなく必要に応じてボリュームを拡大または縮
1164			小でき、空いた領域を別用途に利用できること。
1165		(ス)	運用管理及びアプリケーションとの整合性を考慮し、ファイルアクセスプ
1166			ロトコル及びブロックアクセスプロトコルの差異に関わらず単一のファ
1167			イルシステムを用いて管理できること。
1168		(セ)	スナップショット領域を容量単価が低いオブジェクトストレージ等にオ
1169			フロードできること。
1170		(ソ)	必要に応じてボリューム容量を動的に増減できること。
1171		(タ)	データ領域の効率的利用を目的とし、ファイル共有領域に対し、ブロック
1172			レベルの重複排除機能及び圧縮を実装できること。
1173		(チ)	ファイルへのアクセスを高速化する手段として、SSD を搭載すること。ス

(ス) ストレージ機器は、汎用 OS ではなく、専用の OS を搭載できること。

1174 トレージへの読み書き要求をキャッシュできること。 (ツ) パフォーマンスへの影響を最小限に抑えつつ、同一 RAID グループ内で二 1175 重ディスクの障害からデータを保護できること。 1176 (テ) 10GbE SR ポートを 12 ポート以上有すること。なお、うち8つは FC ポート 1177 1178 としても利用できること。 1179 (ト) メモリを 256GB 以上搭載すること。 1180 (ナ) NVRAM (不揮発性 RAM) を 16GB 以上有すること。また、電源その他障害時 1181 に書込みデータを保護できること。 (二) キャッシュとして利用できる NVMe フラッシュを 2TB 以上搭載すること。 1182 1183 (ヌ) 日本語でのWebブラウザベースのGUI管理画面を提供すること。 1184 (3) バックアップ用ストレージ (ア) 「2.3.5 バックアップ管理」の機能を実現すること。 1185 (イ) ファイルサーバに含まれるデータファイル、仮想基盤ストレージに保存さ 1186 れる仮想サーバ及び仮想デスクトップのマスタイメージをバックアップ 1187 1188 するための保存領域を搭載すること。 (ウ) ディスク障害を考慮し、システム領域は RAID1、データ保存領域は RAID5 1189 1190 以上でデータ保護されていること。 (エ) 機器のスペース節約のため、重複排除機能を有し、ディスクの本数を削減 1191 すること。 1192 (オ) FC 接続できること。 1193 1194 (カ) 10GbE ポートが標準搭載されていること。 (キ) I/0 モジュールは用途に合わせて導入時にカスタマイズできること。 1195 (ク) Web ベースの管理画面により、ハードウェアの監視及びログの収集ができ 1196 ること。 1197 1198 (ケ) 将来的にテープバックアップが必要になった場合に備えて、Ethernet を介 さずにテープ装置を接続し、バックアップデータをテープアウトできるこ 1199 と。また、そのバックアップデータから直接リストアできること。 1200 (コ) バックアップデータの独立性確保のため、バックアップ用ストレージは、 1201 ファイルサーバ及び仮想基盤ストレージとは別の機器で用意できること。 1202 1203 (サ) Web コンソールより、ハードウェアの監視及びログ収集ができること。 1204 (シ) ホットスペアが含まれていること。さらにディスク交換時には自動的にデ 1205 ータコピーが実行され、ディスクへの再配置ができること。 (4) FCスイッチ 1206 1207 (ア) FC スイッチを用いて、仮想基盤ストレージ及びバックアップストレージを、 仮想基盤サーバ等と接続すること。 1208

(イ) FC スイッチは機器を冗長化し、FC スイッチに障害が発生した場合は、動

的にトラフィックを再ルーティングできること。 1210 (ウ) 16GbpsFC ポートを 48 ポートまで拡張でき、必要に応じてポート数のアク 1211 ティベーションを分割できること。 1212 (エ) ポートごとに 16Gbps の帯域性能を持ち、2/4/8/16Gbps の帯域を自動検知 1213 1214 して接続できること。 1215 (オ) 仮想化基盤全体の動作に係る重要な機能のため、FC でトラフィックを転送 中でも、転送を止めることなくソフトウェアのアップグレード(入替え) 1216 1217 ができること。 (カ) 可用性確保の観点から Ethernet スイッチとは別の機器で実装すること。 1218 1219 (キ) SNMP v3 による管理ができること。 1220 (ク) バックアップトラフィックによって VDI トラフィックが影響を受けないよ う、QoS によりアプリケーションデータトラフィックの優先順位付けがで 1221 きること。 1222 (ケ) マルチパス機能によって、等価コストパス間でのロードバランシングがで 1223 1224 きること。 1225 3.7.3 ネットワーク機器要件 1226 1227 (1) コアスイッチ・サーバスイッチ 1228 (ア) 機器を冗長化の上、インターネット用 FW、政府共通用 FW、拠点向けルー タ、フロアスイッチ及び仮想化基盤サーバを接続すること。 1229 1230 (イ) 電源を冗長化すること。 1231 (ウ) 1GBASE-T 及び 10GBASE-T 対応のポートを 48 ポート以上実装できること。 (エ) 40G 対応の QSFP+ポートを 6 ポート以上実装できること。 1232 1233 (オ) 1.4Tbps のスイッチング容量をサポートできること。 1234 (カ) 転送レート1Bppsのスイッチング能力をサポートできること。 1235 (キ) レイヤ2及びレイヤ3の全ポートにおいて、ラインレートのトラフィック 1236 スループットのパフォーマンスを維持できること。 1237 (ク) AC 及び DC 電源をサポートすること。 (ケ) Gateway 冗長プロトコルとして、HSRP 及び VRRP 機能をサポートできるこ 1238 と。 1239 1240 (コ) IEEE802. 1Q VLAN Tagging 機能を導入できること。 (サ) IEEE802.1D、802.1w 及び802.1s 標準スパニングツリー機能をサポートで 1241 きること。 1242 1243 (シ) IPv4 Dynamic Routing Protocol は、RIPv2、OSPF、EIGRP 及びBGP をサポ ートできること。 1244

(ス) 複数のスイッチにまたがるリンクアグリゲーションに対応できること。

(セ) スパニングツリープロトコルを必要とすることなく、レイヤ2マルチパス 1246 1247 化を実現できること。 フロアスイッチ (2)1248 (ア) 本院の各フロア(1階から8階まで)にフロアスイッチを配置すること。 1249 1250 (イ) コアスイッチ及びサーバスイッチからエッジスイッチに至るまでの経路 1251 を冗長化すること。 1252 (ウ) 10BASE-T、100BASE-TX 及び1000BASE-T 準拠の Ethernet ポートを 48 ポー 1253 ト以上実装できること。 (エ) IEEE802.1x、Web 及びMAC 認証利用者に対し、利用者単位で異なるアクセ 1254 1255 スリストを動的に割り当てることができること。 (オ) 日時及び時間帯を指定できるアクセスリスト機能を搭載できること。 1256 1257 (カ) 同一 VLAN 内でブロードキャストドメインを分割し、共通のセグメント内 1258 のホスト間トラフィックを制限できること。 (キ) SSH によってスイッチにログインし、各種ポート設定及びステータスを確 1259 1260 認できること。 (ク) レイヤ2のアクティブリンク及びバックアップリンクのペアを作成し、 1261 100msec 未満のコンバージェンス時間で冗長化経路をサポートできること。 1262 (ケ) ポートにてリンクフラップ等の障害を検知した際、ポートを一時的に使用 1263 できない状態にし、さらに一定時間経過後、自動的に再度利用できる状態 1264 1265 にすること。 1266 (3) エッジスイッチ 1267 (ア) フロアスイッチに接続し、本院の利用者が利用するクライアント等を収容 するスイッチとして、本院の各フロアにエッジスイッチ 88 台を配置する 1268 こと。 1269 1270 (イ) 機器故障を考慮し、予備機を1台用意すること。 1271 (ウ) 1U サイズであること。 1272 (エ) 10BASE-T、100BASE-TX 及び 1000BASE-T 準拠の Ethernet ポートを 24 ポー 1273 ト以上実装できること。 (オ) クライアント接続用ポートで BPDU パケットを受信した場合、自動的にポ 1274 ートをシャットダウンできること。 1275 1276 (カ) エラーにより無効化されたポートを自動的に再試行できること。 1277 (キ) QoS 機能によりパケットの重み付けと、優先転送制御ができること。 (ク) 802.1p サービスクラスでのパケット単位マーキング及び再分類ができる 1278 こと。 1279

できること。

12801281

(ケ) SSH によってリモート接続し、ポートの設定変更及びステータスの取得が

(コ) SNMPv3 に対応したステータスの取得ができること。 1282 1283 (サ) IEEE 802.3ad に対応し、複数のリンクを束ねて使用できること。 1284 (4) インターネット回線用スイッチ (ア) インターネット回線の ONU と、インターネット用 FW 間に設置し、インタ 1285 ーネット用 FW を冗長化すること。 1286 1287 (イ) 10BASE-T、100BASE-TX 及び 1000BASE-T 準拠の Ethernet ポートを 8 ポート 1288 以上実装できること。 1289 (ウ) IEEE 802.3ad に対応しており、複数のリンクを束ねて利用できること。 (エ) クライアント接続用ポートで BPDU パケットを受信した場合、自動的にポ 1290 1291 ートをシャットダウンできること。 (オ) 機器故障を考慮し、予備機を1台用意すること。 1292 1293 (5) インターネット回線用FW 1294 (ア) 本院とインターネットの境界にFWを設置すること。 (イ) 機器は冗長化し、1台に障害が発生しても通信できること。 1295 1296 (ウ) Ethernet インターフェースとして 1Gbps のツイストペアケーブルのポート を8つ以上有し、かつ1Gbpsの光ケーブルのポートを8つ以上接続できる 1297 1298 (エ) サーバセグメントの通信制御にも使えるように、10Gbps の Ethernet ポー 1299 1300 トを2つ以上接続できること。 1301 (オ) すべての Ethernet ポートを使用した場合でも、ワイヤーレートでの通信 1302 を実現するため、IPv4におけるFWスループットが24Gbps以上であること。 (カ) FW レイテンシが 3μ 秒以内 (UDP 64 バイトパケット時) であること。 1303 (キ) 1台の機器上に仮想的な FW 装置を複数台動作させることができること。 1304 (ク) 侵入防止 (IPS 機能)、Web の URL フィルタリング、アンチウイルス、サン 1305 1306 ドボックスによる脅威からの保護、アプリケーション等、柔軟性のあるセ 1307 キュリティ対策ができること。 (ケ) ポート及びプロトコルのみならず、アプリケーションの種別を認識してフ 1308 1309 ィルタリングの設定ができること。 1310 (6) 政府共通NW用FW (ア) サーバスイッチと政府共通 NW 用 L2 スイッチ(本調達対象外)の間に FW 1311 1312 を設置すること。 (イ) 「3.7.3(5)インターネット回線用」と同等の機能であること。 1313 (7) 振る舞い検知 1314 (ア) 機器は冗長化し、1台に障害が発生しても通信できること。 1315

13161317

(イ) Ethernet インターフェースとして 1Gbps のツイストペアケーブルのポート

を6つ以上有し、かつ1Gbpsの光ケーブルのポートを2つ以上接続できる

1318		こと。
1319	(ウ)	サーバセグメントの通信制御にも使えるよう、10Gbps の Ethernet ポート
1320		を2つ以上接続できること。
1321	(エ)	VMサンドボックスによる1時間当たりの処理ファイル数が160以上である
1322		こと。
1323	(才)	AV スキャンによる 1 時間当たりの処理ファイル数が 6,000 以上であること。
1324	(カ)	エミュレーション環境は8以上実装できること (VM 数)。
1325	(キ)	電源は冗長化できること。
1326	(ク)	「3.7.3(5) インターネット回線用」及び「3.7.3(6) 政府共通 NW 用」
1327		と同一の製造元による製品であること。
1328	(8) 負荷分	散装置
1329	(ア)	負荷分散装置は、主に仮想サーバ群の冗長化のために使用できること。
1330	(イ)	レイヤ4及びレイヤ7の負荷分散ができること。
1331	(ウ)	負荷分散機能として、以下のロードバランシング方式を備えることができ
1332		ること。
1333		• Round Robin (均等)
1334		• Ratio (比率)
1335		• Least Connections(最小接続)
1336		• Fastest (最速)
1337		・ Least Sessions (最小セッション)
1338		・ Weighted Least Connection (重み付け最小接続)
1339		• Observed (監視)
1340		• Predictive (予測)
1341		• Dynamic Ratio (動的比率)
1342	(工)	ヘルスチェック機能として、以下のモニタリング方法をサポートできるこ
1343		と。
1344		• ICMP
1345		• TCP
1346		• UDP
1347		• Diameter
1348		• RADIUS
1349		• HTTP
1350		• HTTPS
1351		• FTP
1352		• IMAP
1353		• LDAP

1354	• MSSQL
1355	• MySQL
1356	• NNTP
1357	• Oracle
1358	• P0P3
1359	• PostgreSQL
1360	• Real Server
1361	• SASP
1362	• RPC
1363	• SIP
1364	• SMB
1365	• SOAP
1366	• WAP
1367	• WMI
1368	• Firepass
1369	• DNS
1370	(オ) HTTP ヘッダの変更、挿入及び削除ができること。
1371	(カ) レイヤ7のデータペイロードの情報をもとにして、トラフィック制御がで
1372	きること。
1373	(キ) VLAN ごとにルーティングテーブル及び管理ドメインを分割できること。
1374	(ク) 分散対象サーバの IP アドレスに重複があった場合でも、サーバの IP アド
1375	レスを変更することなく、負荷分散処理ができること。
1376	(ケ) バックアップファイルからリストア時に、SSL サーバ証明書も復元できる
1377	こと。
1378	(コ) スクリプトベースの柔軟なルール分散を定義できること。
1379	(サ) Web ブラウザより HTTPS で GUI 管理及び設定ができること。
1380	(シ) 負荷分散機能のほかに SSL-VPN 機能を統合でき、1 台の機器内で両機能を
1381	利用できること。
1382	(ス) サービス用とは別に管理用インターフェースに対し、デフォルトゲートウ
1383	ェイが設定できること。
1384	(セ) 機器は冗長化すること。
1385	(ソ) 同時接続セッション数が 14,000,000 セッション保持できること。
1386	(タ) L4 新規 HTTP コネクションを 1 秒当たり $600,000$ コネクション受信できる
1387	こと。
1388	(チ) SSL ハードウェアオフロードに対応できること。

(ツ) 2048 ビットの RSA 暗号化キー使用時に毎秒 2,500 以上のトランザクション

1390		が処理できること。
1391	(9) 管理セ	グメント用スイッチ
1392	(ア)	導入する機器に従い、管理ポートを接続するためのスイッチを2台設置す
1393		ること。
1394	(イ)	機器故障を考慮し、予備機を1台用意すること。
1395	(ウ)	10BASE-T、100BASE-TX 及び 1000BASE-T 準拠の Ethernet ポートを 24 ポー
1396		ト以上実装できること。
1397	(工)	クライアント接続用ポートで BPDU パケットを受信した場合、自動的にポ
1398		ートをシャットダウンできること。
1399	(才)	エラーにより無効化されたポートを自動的に再試行できること。
1400	(カ)	QoS 機能によりパケットの重み付けと、優先転送制御ができること。
1401	(+)	802.1p サービスクラスでのパケット単位マーキング及び再分類ができる
1402		こと。
1403	(ク)	SSH によってリモート接続し、ポートの設定変更及びステータスが取得で
1404		きること。
1405	(ケ)	SNMPv3 に対応したステータスが取得できること。
1406	(3)	IEEE 802.3adに対応し、複数のリンクを東ねて使用できること。
1407		
1408	3. 7. 4 クライ`	アント要件
1409	(1) シンク	ライアント
1410	① 職員	用シンクライアント
1411	(ア)	台数は、700 台用意すること。
1412	(イ)	「2.2.1 仮想デスクトップ」が利用できること。
1413	(ウ)	15.6インチ以上の A4 ノート型であること。
1414	(工)	形状は、液晶ディスプレイ、キーボード等を内蔵したノート型パーソナル
1415		コンピュータであり、バッテリーを同時に装着及び使用できること。
1416	(才)	CPU は、インテル Celeron プロセッサー 3855U (1.60GHz) またはその後
1417		継バージョンであること。
1418	(カ)	グラフィックスアクセラレーターは、Intel HD Graphics 510 (CPU 内蔵)
1419		またはその後継バージョンであること。
1420	(+)	メモリは、4GB以上搭載すること。
1421	(ク)	メモリは、DDR4 SDRAM/PC4 17000 またはその後継バージョンを内蔵してい
1422		ること。
1423	(ケ)	内蔵ディスプレイは、15.6インチ以上の LED バックライト付き TFT カラー
1424		LCD で HD (1,366×768 ドット)及び 1,677 万色 (アンチグレア処理) であ
1425		ること。

1427 色であり、デジタル出力できること。 (サ) スマートカードリーダ及び SD メモリーカードスロットを搭載できること。 1428 (シ) キーボードは、日本語キーボード及び JIS 配列に準拠していること。 1429 1430 (ス) マウスは、2ボタン以上かつ縦スクロールが可能な USB 接続の光学式また 1431 はレーザー式であること。 1432 (セ) ネットワークは、10BASE-T、100BASE-TX 及び 1000BASE-T に準拠したポー トを1つ以上搭載すること。Wakeup On LAN に対応できること。 1433 (ソ) 無線 LAN は、IEEE 802. 11a/b/g/n/ac 準拠(5GHz 帯チャンネル: W52/W53/W56) 1434 1435 及びWi-Fi に準拠していること。 1436 (タ) USB ポートは、USB3.0 インターフェースが 2 つ以上搭載されていること。 (チ) バッテリー駆動時間は、JEITA2.0に基づき、2.5時間以上であること。 1437 (ツ) 消費電力は、最大消費電力が 70W 以下で対応できること。また、通常運転 1438 時は5W以下であり、電圧は100Vで対応できること。 1439 (テ) 質量は、約2.0kg以下であること。 1440 1441 (ト) 日本語の取扱説明書を添付すること。 (ナ) 本体動作時において、温度 10℃から 35℃まで及び湿度 20%から 80%までの 1442 環境(ただし、結露しないこと)での動作が保証されていること。 1443 ② 運用業務用シンクライアント 1444 (ア) 本クライアントは、運用担当者が運用業務で使用する。 1445 1446 (イ) 台数は、運用業務で必要となる台数を用意すること。 (ウ) 「2.2.1 仮想デスクトップ」が利用できること。 1447 (エ) ハードウェアは、職員用シンクライアントと同一製品であること。 1448 (オ) ソフトウェアは、職員用シンクライアントと同一製品であること。 1449 1450 (2) ファットクライアント 1451 ① 職員用ファットクライアント・共用ファットクライアント (ア) 台数は、60 台用意すること。 1452 (イ) 「2.2.1 仮想デスクトップ」が利用できること。 1453 (ウ) 15.6 インチ以上の A4 ノート型であること。 1454 (エ) 形状は、液晶ディスプレイ、キーボード等を内蔵したノート型パーソナル 1455 コンピュータであり、バッテリーを同時に装着及び使用できること。 1456 (オ) CPU は、インテル Core i5-7200U プロセッサー (2.50GHz) またはその後 1457 継バージョンであること。 1458 1459 (カ) メモリは、8GB以上搭載できること。 (キ) 内蔵ディスプレイは、15.6 インチ以上の LED バックライト付き TFT カラー 1460

(コ) 外部ディスプレイ表示は、内部ディスプレイと同等以上の解像度及び表示

1426

1461

LCD で HD (1,366×768 ドット) 及び 1,677 万色 (アンチグレア処理) 以上

1462 であること。 (ク) 外部ディスプレイ表示は、内部ディスプレイと同等以上の解像度及び表示 1463 色であり、デジタル出力できること。 1464 (ケ) ストレージは、標準 100GB 以上であること。 1465 1466 (コ) キーボードは、日本語キーボード及び JIS 配列に準拠していること。 (サ) マウスは、2ボタン以上かつ縦スクロールが可能な USB 接続の光学式また 1467 1468 はレーザー式であること。 (シ) ネットワークは、10BASE-T、100BASE-TX 及び 1000BASE-T に準拠したポー 1469 トを1つ以上搭載すること。Wakeup On LAN に対応できること。 1470 (ス) 無線 LAN は、IEEE 802.11a/b/g/n/ac (5GHz 帯チャンネル: W52/W53/W56) 1471 1472 及び Wi-Fi に準拠 (MU-MIMO 対応) していること。 (セ) USB ポートは、USB3.0 インターフェースが 4 つ以上搭載されていること。 1473 (ソ) バッテリー駆動時間は、JEITA2.0 に基づき、2.5 時間以上であること。 1474 (タ) 消費電力は、最大消費電力が 70W 以下であること。また、通常運転時は 5W 1475 以下であること。電圧は100V対応であること。 1476 (チ) 質量は、約2.2kg以下であること。 1477 (ツ) 日本語の取扱説明書を添付すること。 1478 (テ) 盗難防止用ワイヤーロックの取付けができること。 1479 (ト) 本体動作時において、温度 10℃から 35℃まで及び湿度 20%から 80%までの 1480 環境(ただし、結露しないこと)での動作が保証されていること。 1481 (ナ) ハードディスクのデータは暗号化できること。 1482 (二) 端末紛失時における情報漏えい防止等のため、端末にデータを保持させな 1483 い仕組みであること。 1484 (ヌ) ファットクライアントに搭載する Windows OS は、Microsoft 社 Windows 10 1485 Enterprise 正規版とすること。 1486 1487 ② 運用業務用ファットクライアント (ア) 本クライアントは、運用担当者が運用業務で使用する。 1488 1489 (イ) 端末の台数は、運用業務で必要となる台数を用意すること。 (ウ) ハードウェア及びソフトウェアは、「①職員用ファットクライアント・共 1490 用ファットクライアント」に記載の製品と同一であること。 1491 (エ) Microsoft 社 Word 2016 またはその後継バージョンによる文書作成ソフト 1492 ウェアが利用できること。 1493 (オ) Microsoft 社 Excel 2016 またはその後継バージョンによる表計算ソフト 1494 1495 ウェアが利用できること。

(キ) 所定の場所からの移動ができないようワイヤーにより固定すること。

(カ) 印刷できること。

3. 7. 5	その他々	ハードウェア要件
(1)	KVM装置	
	(ア)	本調達で導入しラックマウントするサーバについては、切替器を使ってラ
		ックマウントしたコンソールに接続できること。
	(イ)	コンソールは 1U サイズの引き出し型とすること。
	(ウ)	コンソールに備えるモニターは 10 インチ以上かつ 1,024×768 以上の解傷
		度とすること。
	(エ)	コンソールにはマウス、トラックボール等のポインティングデバイスとす
		ること。
(2)	無停電	電源装置(UPS)
	(ア)	サーバ及びネットワーク機器(フロアスイッチ及びエッジスイッチを除く
		については、無停電電源装置により不意の停電に備えること。
	(1)	商用電源の供給が停止した場合には、安全にシステムを停止させることが
		自動的にできること。
	(ウ)	電源ユニットを複数持つ機器については、無停電電源装置1台に故障が発
		生しても継続稼働できるよう、2系統以上の電源供給ラインを確保できる
		こと。
	(1)	 (1) KVM装置 (ア) (イ) (ウ) (エ) (2) 無停電 (ア) (イ)

1519		(ア)	サーバ及びネットワーク機器(フロアスイッチ及びエッジスイッチを除く)
1520			は、主管課が指定するサーバ室内のラック(3台程度。本調達の対象外)
1521			に収容すること。
1522		(1)	フロアスイッチは、本院の1階から8階までの EPS 内に設置すること。
1523		(ウ)	エッジスイッチは、執務室内に設置すること。
1524	2	ラッ	· D
1525		(ア)	サーバ室内のラックのサイズは、高さ 2,000mm 以下、奥行 1,100mm 以下及
1526			び 42U 以下の 19 インチラックとする。
1527	3	耐荷	重
1528		(ア)	サーバ室の床耐荷重は 500kg/㎡である。
1529	4	電源	
1530		(ア)	サーバ室が提供する電源 (本調達の対象外) は、200V×20A 及び 100A×20A
1531			とする。なお、詳細は資料閲覧とする。
1532	5	フロ	ア配線
1533		(ア)	本院及び地方支分部局等のフロアの配線は、既存のものを流用すること。
1534			
1535	3.8 テスト	に関す	する事項
1536	3.8.1 基	本方針	計
1537		(ア)	次期システムの正常稼動を保証するために、単体テスト、結合テスト及び
1538			総合テストを行うこと。
1539		(1)	単体テストは、ハードウェア及びソフトウェアが個別単体において、正し
1540			く機能することの確認を行うこと。
1541		(ウ)	結合テストは、関連するハードウェア及びソフトウェアが、相互に正しく
1542			機能することを確認するため、段階的に結合した状態でテストを行い、各
1543			機能が要件どおり動作することを確認すること。
1544		(工)	総合テストは、次期システム全体として要件どおりにシステムが構築され
1545			ていることを確認するため、システムが納品可能な状態であることを確認
1546			すること。さらに運用業務の遂行を想定した総合的な機能試験及び非機能
1547			試験(性能の確認、障害対応、バックアップ、リストア等)を行うこと。
1548		(才)	総合テストは、本院に設置された環境上で行うこと。
1549		(カ)	テスト方法及びスケジュールは、通信回線事業者、プリンタ事業者及び主
1550			管課と調整及び協議の上、利用者の業務影響がないよう検討を行うこと。
1551			

3.7.6 施設・設備に関する事項

(1) 施設・設備の条件

設置場所

15161517

1552	3.8.2 アスト	計画
1553	(ア)	テストを実施するに当たり、「テスト実施計画書」を作成し、主管課の承
1554		認を得て作業を行うこと。
1555	(イ)	「テスト実施計画書」には、テスト実施体制、テスト実施環境、作業内容、
1556		作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を明記すること。
1557		
1558	3.8.3 テスト	実施
1559	(ア)	「テスト実施計画書」に従い、各テストを実施すること。
1560	(1)	テスト項目ごとに証跡を取得すること。
1561	(ウ)	テスト項目ごとにテスト結果を記入した上で、テスト結果の合否を記載す
1562		ること。
1563	(工)	テスト実施者以外においてもテストが適切に実施されていることを確認
1564		すること。
1565	(オ)	テストで発生した問題に対する原因及び影響範囲を分析し、対策すること。
1566		
1567	3.8.4 テスト	結果報告
1568	(ア)	各テストに対する「テスト結果報告書」を作成すること。
1569	(イ)	テスト結果に対して定量的及び定性的な評価を行い、テストにおいて品質
1570		が担保されていることを示すこと。
1571	(ウ)	テスト完了基準を満たしていることを示すこと。
1572	(工)	「テスト結果報告書」には、テスト結果を記入したテスト項目及び証跡を
1573		含むこと。
1574		
1575	3.9 受入テスト	支援
1576	3.9.1 受入テ	スト計画
1577	(ア)	各種設計書等の内容に基づき、主管課及び各局課等が実施する受入テスト
1578		の計画を行うこと。
1579	(イ)	受入テストの計画においては、「受入テスト計画書(案)」を作成し、主管
1580		課に提示すること。
1581	(ウ)	「受入テスト計画書(案)」で記載する内容については、主管課と協議の
1582		上、決定すること。
1583		
1584	3.9.2 受入テ	スト実施支援
1585	(ア)	各種設計書等の内容に基づき、主管課及び各局課等が実施する受入テスト
1586		の支援を行うこと。
1587	(1)	主管課が実施する受入テストの期間中、受入テストに必要となるデータ等

1588		を適宜提供するとともに、主管課からの問合せ対応等を行うこと。
1589	(ウ)	受入テストにおいて発覚した不具合等については、原因の切分けを行うと
1590		ともに、速やかに対処すること。
1591		
1592	3.9.3 受入テ	スト結果報告書の作成支援
1593	(ア)	受注者は、主管課が作成する「受入テスト結果報告書」の作成に必要とな
1594		る情報提供等を行うこと。
1595		
1596	3.10 移行に関す	る事項
1597	3.10.1 基本方	金
1598	(ア)	次期システム各構成要素の特性等を十分考慮した上で、確実な移行が実施
1599		でき、現行システム及び業務に与える影響が極力少ないものとすること。
1600	(1)	現行システムの機器等との並行運用の必要性を含め、具体的な移行方法等
1601		を検討すること。
1602	(ウ)	現行システムの構成及び運用、関連する他の情報システム等を把握し、関
1603		係者と必要な調整を行った上で、受託者の責任において移行すること。
1604	(工)	現行システムの運用事業者への移行作業に係る協力依頼等が必要な際は、
1605		主管課の承認を得ること。
1606	(才)	関連する他の情報システムの情報は、資料を閲覧して把握すること。
1607	(カ)	移行作業に必要な機器は、受託者が提供し、作業終了後に撤去すること。
1608	(キ)	移行に伴い必要となるケーブル類、電源タップ等及びこれに係わる工事に
1609		ついては、受託者の費用負担において用意すること。
1610	(ク)	機器を接続する各ケーブルは、タグ、テープ等により接続先機器等を識別
1611		できること。
1612	(ケ)	導入機器等の搬入及び搬出は、受託者が行うこと。なお、養生が必要な場
1613		合は、対応すること。
1614	(3)	機器等の梱包材については、受託者にて破棄すること。
1615	(サ)	現行システムの停止を伴う作業が避けられない場合は、利用者への影響を
1616		最小限に抑えるため、基本的に閉庁日の作業とし、事前に主管課の承認を
1617		得ること。また、各執務室内への機器の搬入、設置及び調整も、利用者の
1618		業務に支障を与えないよう同様の対応を行うこと。
1619	(シ)	次期システムへの移行は各拠点の機器、回線、本院の各フロア、回線及び
1620		各種サーバシステムの切替えが必要である。切替え方法及び切替えスケジ
1621		ュールは、通信回線事業者、プリンタ事業者及び主管課と調整及び協議の
1622		上、利用者の業務影響がなく、期間内に終了するよう検討すること。
1623	(ス)	現行システムと次期システムが並行稼動する期間は、現行システムの運用

事業者と連携し、トラブル及び問合せに対応する体制を保持すること。 1624 (セ) 大規模なトラブル等により本番稼働への影響が大きい場合には、現行シス 1625 1626 テムへの切戻しを行うこと。 (ソ) 切戻し作業は、受託者の責任により実施し、切戻しにより発生する費用は 1627 1628 すべて受託者で負担すること。 (タ) 移行対象データは、アカウント情報、ファイル共有データ、メール関連デ 1629 1630 ータ、スケジュール、会議室予約、デバイス管理等を想定しているが、そ 1631 の他の必要となるデータについては、主管課と協議の上、決定すること。 1632 1633 3.10.2 移行計画 1634 (ア) 「移行実施計画書」を作成すること。 1635 (イ) 「移行実施計画書」には、移行方針、移行実施体制、移行環境、移行全体 スケジュール、コミュニケーションルール、移行判定の考え方、リスク及 1636 びコンティンジェンシープラン等を記載すること。 1637 1638 (ウ) システム移行及びデータ移行に係る方針、方法等について「移行設計書」 1639 を作成すること。 (エ) システム移行設計には、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク設定 1640 1641 等を含むこと。 1642 (オ) データ移行設計には、データ移行対象、移行期間、利用者への影響等を含 1643 むこと。 1644 (カ) 「移行設計書」において、移行判断基準を定めること。 1645 (キ) 移行判断基準は、可能な限り定量的なものとすること。 (ク) 「移行設計書」に基づき、移行を実施する手順として、「移行手順書」を 1646 作成すること。 1647 1648 (ケ) 「移行手順書」には、移行に係る作業項目、担当者、操作対象、操作方法、 1649 想定時間、作業結果の確認方法、作業間の依存関係等を記載すること。 (コ) 円滑なシステム移行、移行データ漏れの防止等を考慮した上で、移行リハ 1650 ーサルを提案し、当該結果を踏まえ移行計画を更新すること。 1651 1652 1653 3.10.3 移行作業 1654 (ア) 「移行実施計画書」、「移行設計書」及び「移行手順書」に従い、移行を実 施すること。 1655 (イ) 移行作業に対する証跡を取得すること。 1656 (ウ) 移行作業中は、作業項目ごとに作業状況(作業中、作業完了等)を把握す 1657 ること。 1658

(エ) 移行実施者以外においても移行が適切に実施されていることを確認する

1660		こと。
1661	(才)	移行で発生した問題に対する原因及び影響範囲を分析し、対策を講じるこ
1662		と。
1663		
1664	3.10.4移行結	告果報告
1665	(ア)	移行判定基準に基づき移行結果を判定し、「移行結果報告書」に取りまと
1666		め、主管課の承認を得ること。
1667	(イ)	移行判断基準を満たしていることを示すこと。
1668	(ウ)	「移行結果報告書」には、移行作業に対する証跡を含むこと。
1669		
1670	3.11 引継ぎに関	する事項
1671	3.11.1 基本力	5針
1672	(ア)	受託者のうち、設計・構築を実施したチームから運用担当者及び保守担当
1673		者への引継ぎを行うこと。
1674	(1)	主管課の依頼に基づき、必要に応じて現行システムの運用事業者との引継
1675		ぎを行うこと。
1676		
1677	3.11.2 引継き	詳 計画
1678	(ア)	「引継ぎ計画書」を作成し、主管課の承認を得ること。
1679	(1)	「引継ぎ計画書」には、引継ぎ実施方針、引継ぎ項目、引継ぎ方法、引継
1680		ぎスケジュール、コミュニケーションルール、引継ぎ完了基準等を記載す
1681		ること。
1682	(ウ)	引継ぎ完了基準に、引継ぎ元及び引継ぎ先の双方における引継ぎ完了の合
1683		意形成を含めること。
1684		
1685	3.11.3引継き	ぎの実施
1686	(ア)	「引継ぎ計画書」に従い、引継ぎを実施すること。
1687	(イ)	引継ぎ作業中は、引継ぎ項目ごとに作業状況(作業中、作業完了等)を把
1688		握すること。
1689	(ウ)	引継ぎで発生した問題に対する原因及び影響範囲を分析し、対策を講じる
1690		こと。
1691		
1692	3.11.4引継き	ぎの完了報告
1693	(ア)	「引継ぎ完了報告書」を作成し、主管課の承認を得ること。
1694	(イ)	引継ぎ完了基準を満たしていることを示すこと。

1697	3.12.1 基本方	·針
1698	(ア)	主管課に「利用者マニュアル」及び「運用・保守マニュアル」を事前配布
1699		し、次期システムの理解を促進すること。
1700	(イ)	利用者に「利用者マニュアル」を事前配布し、机上での次期システムの理
1701		解を促進すること。
1702	(ウ)	主管課に対して、「利用者マニュアル」及び「運用・保守マニュアル」を
1703		用いた研修を実施することが望ましい。
1704		
1705	3.12.2 教育計	一直
1706	(ア)	「教育計画書」を作成し、主管課の承認を得ること。
1707	(イ)	「教育計画書」には、教育実施方針、教育方法、教育スケジュール、コミ
1708		ュニケーションルール等を記載すること。
1709		
1710	3.12.3 教育の)実施
1711	(ア)	「教育計画書」に従い、教育を実施すること。
1712	(イ)	次期システムの操作方法等を示した「利用者マニュアル」を作成すること。
1713	(ウ)	主管課等の人事院職員が実施する運用業務については、主管課と協議の上
1714		「運用・保守マニュアル」を作成すること。
1715	(工)	主管課による次期システムに関する規程の作成を支援すること。
1716		
1717	3.13 運用に関す	る事項
1718	3.13.1 運用概	[要
1719	(ア)	常駐時間帯は、原則、開庁日の9時30分から17時30分まで(休憩時間
1720		1時間を含む)とする。なお、サービスの停止等、重大な障害が発生した
1721		場合は、主管課と連携の上、継続して対応を行うこと。
1722	(イ)	常駐場所は主管課の指定する場所とする。常駐場所は、日々整理整頓し、
1723		清潔保持に努めるとともに、勤務場所の環境美化に関する必要な措置を行
1724		うこと。
1725	(ウ)	運用担当者は、常駐要員として2名配置すること。
1726	(工)	運用を開始するに当たり、システム稼働計画、要員稼働計画等を記載した
1727		「運用・保守実施計画書」を作成し、主管課の承認を得ること。
1728	(才)	別途閲覧に供する「人事院業務継続計画」で定める対応が可能となるよう
1729		連絡網を整備すること。また、大規模災害の発生等において受託者と連携
1730		し、状況の確認及び対策協議を行うこと。
1731	(カ)	運用業務の項目は、「3.13.2 定常運用業務」以降の項目に示す。

3.12 教育に関する事項

1732			
1733	3. 13.	2 定常運	国用業務
1734	(1)	定期報	告
1735		(ア)	問合せ及びインシデントへの対応状況、課題管理状況、リソース状況等に
1736			ついて、 月次で報告を行うこと。実施に関する詳細については、主管課
1737			と受託者が別途協議の上、決定すること。
1738		(1)	報告会を実施した際は、議事録を作成し、主管課の承認を受け、提出する
1739			こと。
1740	(2)	監視	
1741		(ア)	機器の死活監視を行うこと。
1742		(1)	監視ツール等を用いて、機器の死活状況、イベントログ、サービス、プロ
1743			セス及びリソース等を常時監視すること。
1744		(ウ)	構成機器の LED ランプを目視し、ハードウェア障害、エラー等の症状を示
1745			す表示がないか確認すること。
1746		(工)	サーバ、仮想デスクトップ及びファットクライアントのウイルスパターン
1747			ファイルの配布状況を確認すること。
1748		(才)	スケジュールバックアップが正常に完了していることを確認すること。
1749		(カ)	次期システムにおけるトラフィック情報の取得を行い、トラフィック情報
1750			の取得状況を確認すること。なお、トラフィック情報の取得周期について
1751			は、主管課と協議の上、決定すること。
1752		(キ)	クライアント及び各サーバを監視し、ウイルスを検出した場合、直ちに利
1753			用者及び対象のクライアントに関する情報を主管課に報告すること。また
1754			ウイルスパターンファイルの更新等に障害が発生しているクライアント
1755			の有無を確認し、障害が発生している場合は、主管課に報告すること。
1756	(3)	パター	ンファイルの取得
1757		(ア)	オフライン環境下のデバイスに適用するため、パターンファイルをセキュ
1758			リティベンダのホームページからダウンロードし、所定の共有フォルダに
1759			格納を行うこと。
1760	(4)	パッチ	適用
1761		(ア)	十分な検証を実施し、主管課と協議の上、サーバ、仮想デスクトップ及び
1762			ファットクライアントに対して、セキュリティパッチの適用を行うこと。
1763		(1)	仮想デスクトップ及び職員用ファットクライアントへのパッチ適用は、毎
1764			月1回程度対応すること。なお、緊急性の高いものについては、随時対応
1765			を行うこと。
1766		(ウ)	パッチ適用を実施する際は、事前に適用の必要性を検討し、動作検証を行
1767			うこと。

1768		(エ) 上記(ウ)で検討及び検証した結果を踏まえ、パッチの適用方法を検討し、
1769		適用の必要性、動作検証結果及び適用方法を主管課に報告し、承認を得た
1770		上で、パッチの適用を行うこと。
1771	(5)	バックアップ
1772		(ア) バックアップ設計及び実行計画を策定すること。
1773		(イ) パッチ適用後、端末のマスタイメージ及びサーバのシステムバックアップ
1774		の取得を行うこと。
1775		(ウ) バックアップデータの整理及び管理を行うこと。
1776	(6)	管理用アカウント管理
1777		(ア) 本調達で導入するサーバ等の管理用アカウント及びパスワード管理を行
1778		うこと。
1779	(7)	SLA管理
1780		(ア) 運用・保守業務の効率化及び品質向上並びに円滑化を図るため、主管課と
1781		協議の上、決定する管理指標に対して SLA を決定すること。
1782		(イ) 管理指標に対する実績値を取りまとめ、四半期に1度、SLA の遵守状況に
1783		関する報告を行うこと。
1784		(ウ) SLA は努力目標型とし、達成状況等を踏まえて、主管課と協議の上、運用・
1785		保守業務の改善、管理指標の見直し等を行うこと。
1786		(エ) 主管課及び受託者で協議の上、計測の除外とした場合は、SLA の適用外と
1787		する。
1788	(8)	定期停電対応
1789		(ア) 定期停電対応について、計画に基づき機器の停止及び起動を行うこと。
1790	(9)	運用・保守業務の改善提案
1791		(ア) 運用・保守業務の実施状況を分析し、改善提案を行うこと。また、同提案
1792		については、主管課と協議の上、実施すること。
1793	(10)	外部監査対応支援
1794		(ア) 外部監査が行われる場合、必要な資料及び証跡の提供等の対応を行うこと。
1795		
1796	3. 13.	3 非定常業務
1797	(1)	アカウント及び関連する情報の管理
1798		(ア) 利用者の追加、変更及び削除に伴い、アカウント、メールアドレス、メー
1799		ルボックス及び個人フォルダの登録、変更及び削除を行うこと(年間 300
1800		件程度)。
1801		(イ) 不正なアカウントによる不正操作等を防止するため、定期的に使用されて

(ウ) 利用者によるパスワード再発行の仕組みがない場合は、依頼によりパスワ

いないアカウントの無効化を行うこと。

1802

(ア) 主管課の依頼に基づき、利用者へ仮想デスクトップの割当て、変更及び削 1806 1807 除を行うこと。 1808 (3)ファイルサーバ管理 (ア) 主管課の指示に基づき、ファイルサーバの共有フォルダの新規作成、変更、 1809 1810 削除及びクォータの設定を行うこと。 (4) デバイス管理 1811 (ア) 主管課の指示に基づき、資産管理に関する設定を行うこと。 1812 1813 (5)ライセンス管理 1814 (ア) OS、ミドルウェア等のソフトウェアのライセンス管理を実施すること。な 1815 お、対象とする製品等は主管課と協議の上、決定すること。 (6) ネットワークプリンタ設定 1816 (ア) 人事院の指示に基づき、ネットワークプリンタを利用できるようプリント 1817 1818 サーバへの設定を行うこと。 1819 (7)証跡管理 (ア) 主管課の指示に基づき、証跡ログの提出を行うこと。 1820 (イ) ログの取得対象は以下を想定しているが、主管課と協議の上、決定するこ 1821 1822 と。 1823 職員用シンクライアント及び職員用ファットクライアントのアクセス 1824 ログ 1825 ・ サーバ、ネットワーク機器等に関するログ 等 (8) ログ調査 1826 (ア) 主管課からの指示に基づき、各サーバのログから、URLへのアクセス履歴、 1827 1828 特定のメールアドレスからの受信履歴及びサーバへのログイン履歴の有 1829 無の調査を行うこと。 人事院ホームページに対するパッチ適用 1830 (9)(ア) 平成31年1月以降に政府共通PF内に新たに構築される人事院ホームペー 1831 ジへの OS 等のパッチ適用を行うこと。なお、パッチ適用方法等の詳細は、 1832 主管課と協議の上、決定すること。 1833 1834 (10) 構成変更 1835 ① 仮想デスクトップマスタイメージの更新 1836 (ア) OS 及びソフトウェアを変更並びにマスタイメージの再配布を行うこと。 ② メールの受信許可及び拒否リストの設定 1837 1838 (ア) 送信者のメールアドレス、ドメイン等の受信許可及び拒否リストの設定を 1839 行うこと。

ードの再発行等の作業を行うこと。

(2) 仮想デスクトップの割当て

1804

③ Web フィルタリングのルールの変更 1840 1841 (ア) Web サイトにおける接続制限の追加及び削除を行うこと。 1842 ④ グループポリシーの設定 (ア) グループポリシーの設定を行うこと。 1843 1844 ⑤ 新規メールドメインの追加設定 (ア) 政府共通 NW における新規メールドメインの追加依頼に応じて、メールサ 1845 1846 ーバへの追加設定を行うこと。 1847 ⑥ DNS サーバの設定変更 (ア) IPアドレス及びホスト名の変更に伴い、必要に応じて DNS サーバへの登録 1848 1849 及び変更を行うこと。 ⑦ スイッチのポート開閉設定 1850 (ア) スイッチのポート開閉を行うこと。 1851 ⑧ 変更管理 1852 (ア) 構成変更に伴う導入機器のパラメータシートの更新を行うこと。 1853 1854 (11) 台帳管理 ① 運用インシデント管理表 1855 (ア) 次期システムを構成するハードウェア及びソフトウェアの障害等の記録 1856 を行うこと。 1857 ② 管理者アカウント管理台帳 1858 1859 (ア) 管理者アカウント及びパスワードを記録し、変更時に更新を行うこと。 1860 ③ 資産管理台帳 (ア) 次期システムを構成するハードウェア及びソフトウェアを記録し、変更時 1861 に更新を行うこと。 1862 ④ 仮想デスクトップのマスタイメージ管理台帳 1863 1864 (ア) 仮想デスクトップのマスタイメージの構成を記録し、変更時に更新を行う 1865 こと。 ⑤ ライセンス契約台帳、保守契約台帳の管理 1866 (ア) ソフトウェアのライセンス契約台帳及びハードウェアの保守契約台帳の 1867 更新を行うこと。 1868 1869 (12) ドキュメント管理 1870 (ア) 以下のドキュメントを作成し、変更が発生した場合、追記及び修正を行う 1871 こと。 1872 · 運用·保守体制表 1873 運用·保守手順書 • 障害対応手順書 1874

・ ネットワーク構成図

1876	ラック搭載図
1877	• 電源配線図
1878	ネットワーク機器のポートアサイン表
1879	・ その他運用・保守業務に係る資料
1880	(イ) 設計・構築に関するドキュメントも含め、次期システムに係るすべてのド
1881	キュメントの変更及び改訂の管理を行うこと。
1882	(ウ) 運用業務開始前にドキュメントの保管方法及び管理基準を策定し、主管課
1883	の承認を得ること。
1884	(エ) ドキュメントは適切に保管及び管理を行うこと。
1885	(13) 人事異動・組織改編に伴う対応
1886	(ア) 人事異動等に伴うクライアントの追加及び入替え等にあわせ、システムに
1887	必要な設定等を行うこと。
1888	(14) 次々期システム事業者等への引継ぎ
1889	(ア) 主管課の依頼に基づき、必要に応じて次々期システム事業者等との引継ぎ
1890	を行うこと。
1891	
1892	3.13.4 障害・セキュリティインシデント対応
1893	(1) 障害対応
1894	① 障害対応受付及び一次切分け
1895	(ア) ハードウェア及びソフトウェアの障害発生時に、原因の一次切分けを行う
1896	こと。
1897	(イ) 一次切分けの結果、ハードウェア障害の場合は、障害対象機器を特定の上、
1898	保守担当者に対応を依頼すること。ソフトウェア障害の場合は、問題の箇
1899	所の特定を行いつつ、保守担当者に対応を依頼すること。
1900	② 仮想デスクトップの復旧
1901	(ア) 仮想デスクトップの復旧は、仮想デスクトップの再起動及び再割当てによ
1902	り対応すること。
1903	③ ファットクライアントの復旧
1904	(ア) ファットクライアントの復旧は、マスタイメージを利用したリカバリを実
1905	施し、必要な初期設定を行うこと。
1906	④ システム復旧後の確認
1907	(ア) 障害への対処完了後、動作確認を行うこと。
1908	(イ) バックアップイメージからシステム復旧を行う必要がある場合は、主管課
1909	と協議の上、実施し復元後に動作確認を行うこと。
1910	⑤ サーバ回復時のデータ復旧

(ア) サーバについては、修理完了後、バックアップデータからデータの復旧を

1912			行うこと。
1913	6	障害	情報管理
1914		(ア)	障害発生から復旧完了までの障害の内容及び対応状況について、「障害管
1915			理表」に記載し管理を行うこと。
1916	(2) セ	キュ	リティインシデント対応
1917	1	初期	対応
1918	1	(ア)	運用マニュアルに沿った初動対応を行うこと。
1919	2	サー	バログイン履歴確認
1920		(ア)	ログからサーバログイン履歴を確認すること。
1921	3	不正	プログラム検知時の対応
1922		(ア)	不正プログラムを検知した場合、速やかに主管課に報告し、必要に応じて
1923			ログ取得及び検体採取を行うこと。
1924	4	不審	URL ブロック
1925		(ア)	主管課より不審 URL の報告を受けた際に、URL フィルタの設定変更を行う
1926			こと。
1927	(5)	FW O)トラフィック確認
1928		(ア)	主管課の指示に基づき、FWのトラフィックログの抽出及び調査を行うこと。
1929		(イ)	主管課と協議の上、不正アクセスと判断した場合に、FWポリシーの設定変
1930			更を行うこと。
1931	6	未承	認アプリケーションの使用禁止
1932		(ア)	主管課の未承認アプリケーションの動作の制限を行うこと。
1933			
1934	3.14 保守に	関す	る事項
1935	3.14.1 保	只守概	要
1936		(ア)	安定したサポートの実現及び保守サービスの品質維持のために、本調達で
1937			導入する機器に関しては、製造元が提供する標準保守サービスを購入する
1938			こと。
1939		(イ)	サーバのストレージの障害による交換対応を行う場合、ツール等を使用し
1940			たデータの抹消、物理的な破壊を行う等、データの読取りが不可な状態に
1941			したことを証明する書面を主管課に提出すること。
1942		(ウ)	保守の対象は、本調達で導入した機器及びソフトウェアとすること。
1943		(工)	保守に係る一切の費用は調達に含めること。
1944		(才)	次期システムの運用期間中に、本調達で導入した機器、ソフトウェア、サ
1945			ービス等が、製造元の都合による保守サポートの終了等により保守対応が
1946			終了する場合には、主管課の承認の上、受託者の負担において、保守サポ
1947			ートが可能かつ同等以上の機能と性能を持った代替の機器、ソフトウェア

1948		またはサービスを提供すること。		
1949				
1950	3. 14. 2 定常業務			
1951	(1) 情報提	供、予防保守		
1952	(ア)	製造元等からのサポートに基づき、機器等の不具合及び脆弱性、点検、パ		
1953		ーツ交換、ファームウェアのバージョンアップ等に関する情報を入手し、		
1954		主管課に提供すること。また、必要に応じて、当該情報に基づく対応を行		
1955		うこと。		
1956	(イ)	本調達で導入するハードウェア等について、製造元等が予防保守事項を定		
1957		めている場合には、定期的な点検、パーツ交換等を適切に実施すること。		
1958				
1959	3.14.3 非定常	業務		
1960	(1) ハード	ウェア保守		
1961	① サー	バ及びネットワーク機器		
1962	(ア)	サーバ及びネットワーク機器の製造元と、平成34年9月30日までの保守		
1963		契約の締結を行うこと。		
1964	(イ)	サーバ及びネットワーク機器に故障が発生した場合、主管課の承認を得た		
1965		上で、機器全体または一部の交換を行い、正常動作を確認すること。		
1966	(ウ)	故障の原因を特定し主管課に報告を行うこと。		
1967	(工)	データを記録する部品については、データ消去を行い、「消去証明書」を		
1968		主管課に提出し承認を得た上で、院外に持ち出すこと。なお、サーバ及び		
1969		ストレージ搭載のハードディスク (SSD 含む) は、保守交換したハードデ		
1970		ィスクは返却しない保守サービスの提供を行うこと。		
1971	(才)	院内でのデータ消去が困難な機器及び部品については、院外に持ち出すに		
1972		当たり、セキュアな持出し方法を確立することを条件とし、院外でのデー		
1973		タ消去後、「消去証明書」を主管課に提出し承認を得ること。		
1974	(カ)	機器の持出しが必要な場合は、主管課の許可を得ること。		
1975	② クラ	イアント		
1976	(ア)	クライアントの製造元と平成34年9月30日までの保守契約の締結を行う		
1977		こと。		
1978	(イ)	故障の原因を特定し、主管課に報告を行うこと。		
1979	(ウ)	データを記録する部品については、データ消去を行い、「消去証明書」を		
1980		主管課に提出し承認を得た上で、院外に持ち出すこと。ただし、院内での		
1981		データ消去が困難な機器及び部品については、院外に持ち出すに当たり、		
1982		セキュアな持ち出し方法を確立することを条件とし、院外でのデータ消去		
1983		後、「消去証明書」を主管課に提出し承認を得ること。		

1984 (エ) ファットクライアント搭載のストレージにおいては、保守交換したストレ ージを院外へ持ち出さない保守サービスの提供を行うこと。 1985 ③ その他機器 1986 (ア) その他本調達で納入するすべての機器について、製造元と平成34年9月 1987 1988 30日までの保守契約の締結を行うこと。 (イ) その他機器に故障が発生した場合、機器全体または故障パーツの交換を行 1989 い、正常動作確認を行うこと。なお、機器、故障パーツ等の交換において 1990 1991 は、即時対応できるよう、交換部品及び運送手段が確保されていること。 (ウ) 無停電電源装置で、バッテリー劣化障害と判断された場合、バッテリー交 1992 1993 換を賃貸借期間内に1回まで行うこと。 1994 (2) ソフトウェア保守 1995 ① サーバ及びネットワーク機器のソフトウェア保守要件 (ア) ソフトウェアのセキュリティパッチ、不具合修正パッチ及び機能改善パッ 1996 チは、本調達の範囲内で提供を行うこと。 1997 1998 ② 端末のソフトウェア保守要件 (ア) 業務端末に搭載されるソフトウェア (ファームフェアを含む) は、製造元 1999 と平成34年9月30日までの保守契約の締結を行うこと。 2000 (イ) ソフトウェアのセキュリティパッチ、不具合修正パッチ及び機能改善パッ 2001 2002 チは、平成34年9月30日まで本調達の範囲内で提供を行うこと。 2003 2004 3.14.4 障害発生時対応 (ア) 保守担当者は運用担当者が実施する切分けの結果、機器等に起因する異常 2005 と判明した場合、原因調査及び復旧対応を行うこと。なお、通信回線、プ 2006 リンタ等の障害において、原因の特定や基盤側の設定変更等、必要に応じ 2007

2008

て運用担当者は協力の上、確実かつ早期復旧に向け対応すること。